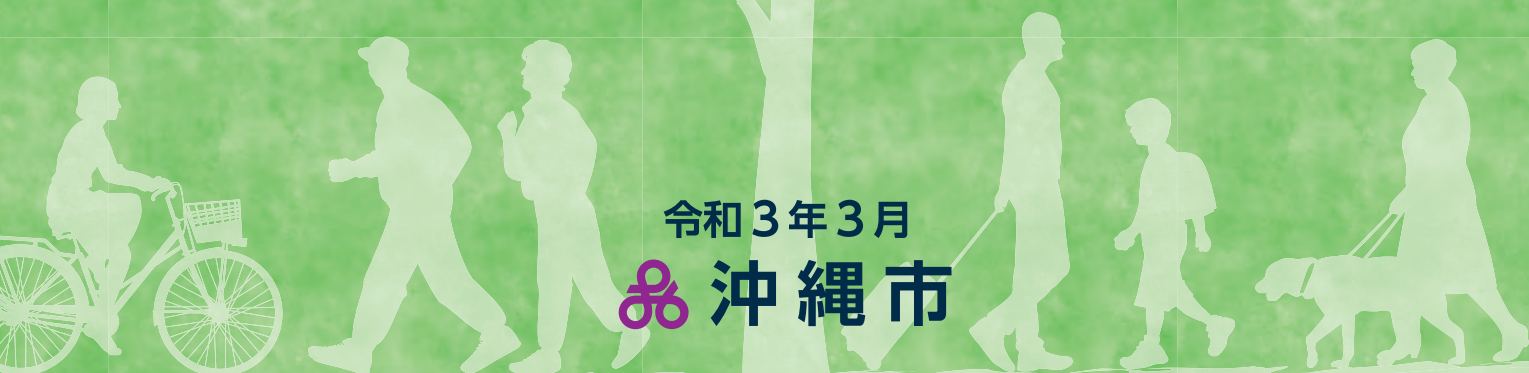


沖縄市 環境基本計画

令和3年度～12年度(2021～2030)

沖縄市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を含む



令和3年3月

 沖縄市

目次

第1章 沖縄市環境基本計画

第1節 沖縄市環境基本計画について	02
（1）基本的事項	02
（2）前計画の進捗状況等	04
第2節 沖縄市が目指す環境像	06
（1）目指す環境像	06
（2）市民・事業者等の意識（アンケート調査結果）	06
（3）基本目標	07
第3節 基本的な目標・施策の方向	09
（1）基本目標1：地球温暖化対策と循環型社会に取り組むまち	10
（1）-1 地球温暖化対策の実施	10
（1）-2 ごみの減量、資源の有効活用の推進	12
（2）基本目標2：安全で穏やかに暮らせるまち	14
（2）-1 清らかな大気・水・土壌の確保	14
（2）-2 安心して暮らせる環境の確保	15
（3）基本目標3：人と自然が共生する魅力あるまち	17
（3）-1 人と自然との調和	17
（3）-2 活気とうるおいのあるまちづくり	18
（4）基本目標4：ともに学び行動するまち	20
（4）-1 環境学習への取り組み	20

第2章 沖縄市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

第1節 基本的事項	22
（1）地球温暖化の現況と課題	22
（2）計画の位置づけ	22
（3）計画の対象及び基準年度等	22
第2節 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の現状	24
（1）温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の算定方法	24
（2）推計結果	25
（3）各部門の特徴	26
第3節 温室効果ガスの将来排出量	27
第4節 温室効果ガス排出量の削減目標	28
第5節 温室効果ガス排出量削減に向けた取組	29
（1）取組1：太陽光等の再生可能エネルギーの利用促進	29
（2）取組2：家庭や職場での省エネルギー活動の促進	30
（3）取組3：地球にやさしい地域環境の整備・改善	31
（4）取組4：市民・事業者・行政のパートナーシップの推進	32
（5）市民・事業者等の取組方針	33
【コラム：適応策】	34

第3章 環境配慮指針	
第1節 主体別環境配慮指針の目的と役割	38
（1）市民の環境配慮指針	38
（2）事業者の環境配慮指針	40
第4章 計画の推進	
第1節 計画推進の考え方	44
第2節 計画の推進体制	44
（1）環境課による進捗管理	44
（2）パートナーシップ会議	44
第3節 計画の進行管理	45
【参考資料】	
用語解説	48

第1章

沖縄市環境基本計画

第1節 沖縄市環境基本計画について

第2節 沖縄市が目指す環境像

第3節 基本的な目標・施策の方向

第1章 沖縄市環境基本計画

第1節 沖縄市環境基本計画について

(1) 基本的事項

1) 計画策定の背景・目的

沖縄市では「沖縄市環境基本計画」（以下「市環境基本計画」という。）を2010（平成22）年度に策定し、2014（平成26）年度に中間見直しを行っています。また、沖縄市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「市実行計画」という。）が2013（平成25）年度に策定されています。

両計画策定時から現在の環境情勢は大きく変化しており、2015（平成27）年に採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」と「パリ協定」を踏まえ、国の第五次環境基本計画においては、SDGsの考え方を活用すること、また、地球温暖化対策計画においては、パリ協定に基づき2020年以降の新たな温室効果ガス排出削減目標（2030（令和12）年度に2013（平成25）年比で26.0%削減）を掲げています。また、現在、世界規模での気候変動の影響やコロナ禍による生活様式・事業活動の変化などが生じています。

こうした国の方針や関連計画等を踏まえ、沖縄市では両計画のこれまでの進捗状況を把握・総括し、本市における環境への取り組みの道しるべとなる「市環境基本計画」及び市域における地球温暖化対策の推進を目指す「市実行計画」を見直すとともに、2020（令和2）年度に両計画（以下「本計画」という。）の改定を行いました。

SDGs（持続可能な開発目標：SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS）



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

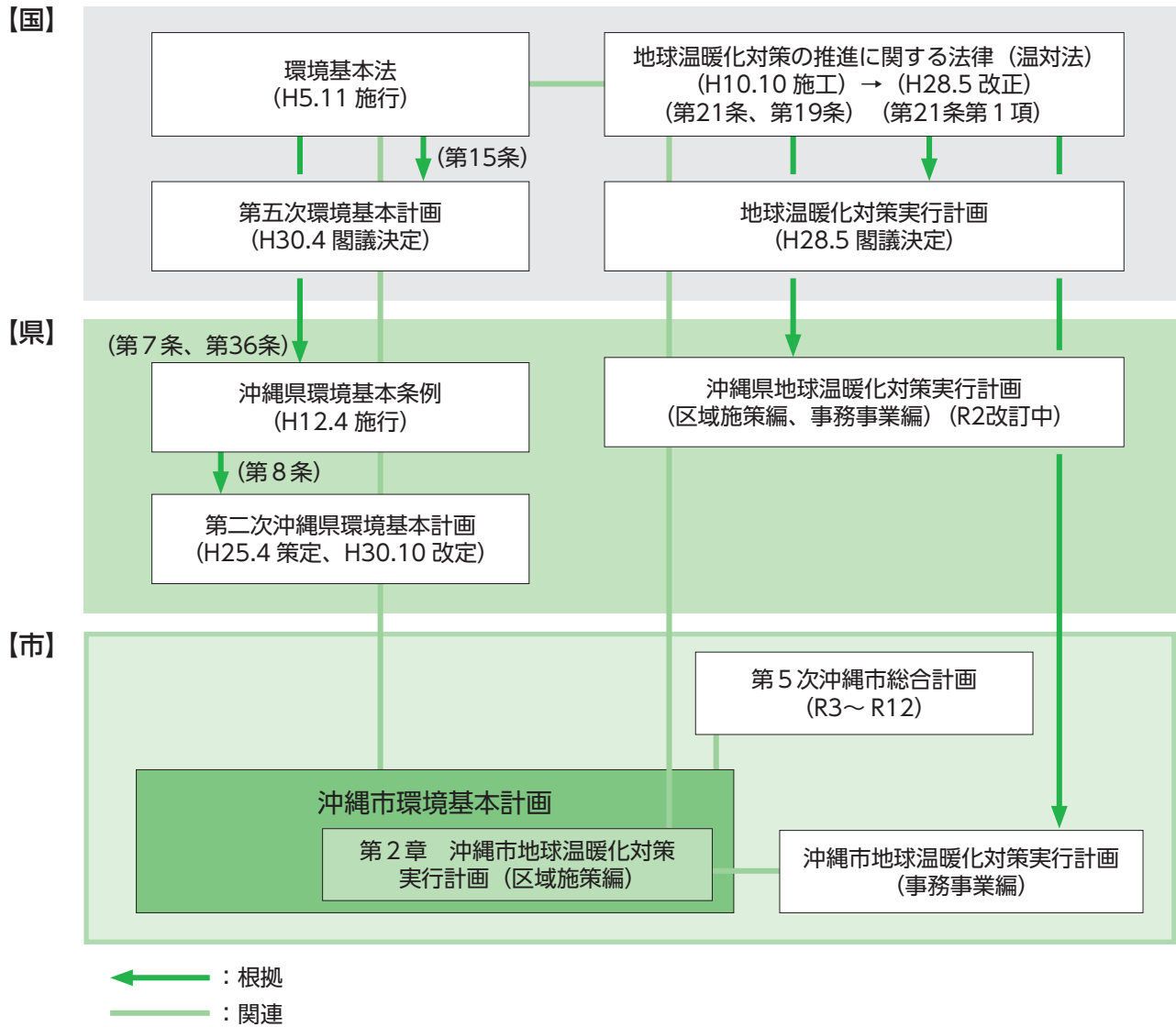
「SDGs」は、2030年までに先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な開発目標で、気候変動対策やクリーンエネルギーの普及など17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられています。

パリ協定の概要

- 世界共通の**長期目標**として**2℃目標**の設定。**1.5℃に抑える努力**を追求すること。
- 主要排出国を含む**全ての国**が**削減目標**を**5年ごと**に提出・更新すること。
- 全ての国**が共通かつ柔軟な方法で実施状況を**報告し、レビュー**を受けること。
- 適応の長期目標**の設定、各国の**適応計画プロセス**や**行動の実施**、**適応報告書**の提出と定期的更新。
- イノベーションの重要性**の位置付け。
- 5年ごとに**世界全体としての実施状況**を検討する**仕組み**（グローバル・ストックテイク）。
- 先進国による資金**の提供。これに加えて、**途上国も自主的に資金**を提供すること。
- 二国間クレジット制度（JCM）も含めた**市場メカニズム**の活用。

2) 計画の役割と位置づけ

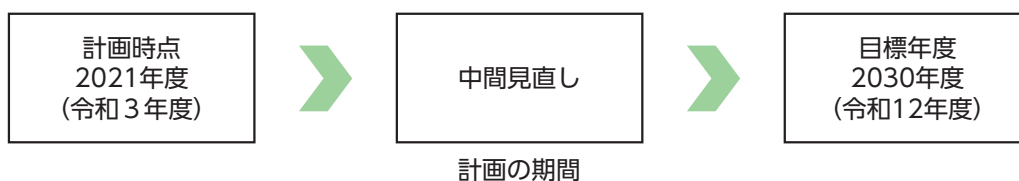
本計画は、「第5次沖縄市総合計画」を上位計画として位置づけ、その基本理念や将来像を環境面から実現していくものです。また、国や県の環境基本計画等との関連性に配慮し、本市が策定する個別計画や環境施策・事業と連携を図りながら、本市の望ましい環境の実現を目指しています。



3) 計画の期間と範囲

本計画の計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。

計画期間中は、指標等により本計画全体の進捗状況を確認し、計画策定時における諸条件に大きな変動があった場合は、本計画の見直しを図るものとします。



(2) 前計画の進捗状況等

前計画における基本目標に関する進捗状況について、以下に概要を示します。

【基本目標1 地球温暖化対策に取り組むまち】

- ・「太陽光発電設備の普及」については、目標を達成している。「環境ラベルの普及」については、平成30年度は達成率が高いが、経年的にみると達成率が低い状況となっている。

【基本目標2 安全で穏やかに暮らせるまち】

- ・大気、河川、土壌、臭気等の多くの項目について、環境基準値を経年的に全て達成している。地下水については、一部について環境基準を満足できていない。

【基本目標3 人と自然が共生する魅力あるまち】

- ・河川水質、緑化、下水道普及率など多くの項目について、目標を経年的に全て達成している。下水道については、100%に近い普及率となっており、接続率も向上している。

【基本目標4 資源を大切にすまち】

- ・一般廃棄物（家庭系+事業系）のごみ処理量の減少については目標を達成しているが、事業系ごみのみでは、ごみ排出量が増加傾向にある。

【基本目標5 とともに学び行動するまち】

- ・環境学習や地域活動への取組については、経年的に取組の増減はあるが、取組が継続的に実行されている。

【前計画における指標等の達成状況】

達成状況欄：A：達成、B：目標の7割達成、C：目標の3割達成、D：全て未達成

指 標 等		過去の実績	目 標	現 況	過去から現在の達成状況
1. 地球温暖化対策に取り組むまち					
CO ₂ 排出量の削減	市域 CO ₂ 排出量推計値 (t-CO ₂)	971,604 (H22)	排出量の減少	918,831 (H29)	A
環境ラベルの普及	沖縄市グリーン購入基本方針策定・調達	59% (H22)	グリーン購入率の達成・維持	86% (H30)	C
太陽光発電設備の普及	太陽光発電設置件数	260戸 (H20)	1,250戸	2,943戸 (H30)	A
2. 安全で穏やかに暮らせるまち					
大気環境基準	二酸化硫黄 (SO ₂)、二酸化窒素 (NO ₂)、浮遊状粒子物質 (SPM)	達成 (H19)	環境基準達成・維持	達成 (H29)	A
	光化学オキシダント (Ox)	未達成 (H19)	環境基準達成・維持	未達成 (H29)	D
	ダイオキシン類	達成 (H21)	環境基準達成・維持	達成 (H29)	A
河川のBOD濃度 (mg/L)	天願川 (県実施)	未達成 (H19)	環境基準達成・維持	達成 (H29)	B
	比謝川 (県実施)	一部未達 (H19)	環境基準達成・維持	達成 (H29)	A
地下水環境基準	市内井戸 (県実施)	一部未達 (H20)	環境基準達成・維持	概況：達成 監視：未達成 (H29)	C
土壌環境基準	ダイオキシン類 (基準：市実施) (各年：県実施)	達成 (H21)	環境基準達成・維持	達成 (H29)	A
騒音環境基準	自動車騒音	99.2% 達成 (H24)	環境基準達成・維持	97.8% 達成 (H30)	A
	航空機騒音 (県実施)	一部未達成 (H23)	環境基準達成・維持	一部未達成 (H29)	C
臭気指数規制基準	臭気指数	達成 (H20)	環境基準達成・維持	一部未達成 (H29)	A
3. 人と自然が共生する魅力あるまち					
海洋のCOD濃度 (mg/L)	中城湾 (泡瀬地先)	達成 (H19)	環境基準達成・維持	達成 (H29)	B
河川のBOD濃度 (mg/L)	天願川 (県実施) ※再掲	未達成 (H19)	環境基準達成・維持	達成 (H29)	B
	比謝川 (県実施) ※再掲	一部未達成 (H19)	環境基準達成・維持	達成 (H29)	A
公園環境	1人当たりの公園面積 (㎡/人)	9.14 (H22)	公園面積の目標達成	9.02 (R1)	B
緑化推進	緑被率 (緑の基本計画による)	米軍基地を除く/含む 36%/46% (H12)	米軍基地を除く/含む 36.6%/46.4%	保全系緑： 目標達成度106% 創出系緑： 目標達成度77% 合計： 目標達成度95% (H27)	A
下水道の普及率向上	下水道普及率 (%)	95.4 (H22)	普及率の向上	97.3 (R1)	A
下水道の接続率向上	下水道水洗化率 (%)	81.3 (H22)	接続率の向上	88.3 (R1)	B
歩道整備率の増加	歩道の整備率	整備延長L=60m (H28)	整備の実施	整備を実施している (H29)	A
公共交通機関利用者の増加	バス利用者 (%)	6% (H25)	利用者の増加	増加している (H29)	A
ごみの不法投棄の減少	道路周辺不法投棄 (件)	54 (H25)	不法投棄の減少	85 (R1)	D
	道路以外不法投棄 (件)	164 (H25)	不法投棄の減少	54 (R1)	A
4. 資源を大切にすま					
ごみ処理量の減少	ごみ排出量 (g/人・日)	863.6 (H18)	832	827.9 (H27)	A
再資源化量の増加	再資源化量 (t/年) ()内の%は、リサイクル率 資源化量÷ごみ処理量×100	5,199 (12.4%) (H18)	再資源化量の増加	4,365 (10.5%) (H27)	C
生ごみの減量	生ごみ処理機器等補助金交付件数	59 (H18)	補助金交付の継続実施	34 (H27)	A
事業系ごみの減量	事業系ごみ排出量 (t/年)	12,716 (H18)	事業系ごみ排出量の減少	14,741 (H27)	D
雨水利用設備の増加	沖縄市雨水貯留浸透施設設置補助金	4 (H21)	施設設置補助金交付の継続実施	継続実施している (H30)	A
5. ともに学び行動するまち					
環境学習	倉浜衛生施設等施設見学 (人)	5,025 (H22)	施設見学の継続実施	2,687 (R1)	A
地域活動	比謝川清掃 (人)	1,135 (H22)	清掃活動の継続実施	1,198 (R1)	A
	クリーンデー (人)	2,282 (H22)	清掃活動の継続実施	3,082 (R1)	A

第2節 沖縄市が目指す環境像

(1) 目指す環境像

本計画では、「第5次沖縄市総合計画」における基本構想及び都市像を考慮し、アンケート調査による市民等の意見も踏まえ、本市の環境行政の目標となる望ましい環境像を前計画から継承することとし、「環境と調和する国際都市を創る — 地球環境にやさしいまちを築く沖縄市 —」と定めます。

環境と調和する国際都市を創る — 地球環境にやさしいまちを築く沖縄市 —

【市民等の主な意見】

- ・生活環境の向上を望む意見が多く、地球温暖化対策への意識が高い。

【第5次沖縄市総合計画前期基本計画】

- ・自然環境と生活環境の保全、地球温暖化対策の推進、循環型社会づくりの推進、まちの美化活動の推進

(2) 市民・事業者等の意識（アンケート調査結果）

【市民】（サンプル数=375）

市民の環境保全や環境問題についての関心度は、約8割以上が沖縄市の環境保全や環境問題に関心があることがわかりました。また、市民が望む地域環境として、生活環境の向上について望む意見が多く、自然と親しむ場所への回答は少ない結果となっており、市民の快適な生活環境への取組の向上を図っていく必要があります。

【事業者】（サンプル数=269）

事業者における地球温暖化対策の実施状況については、「照明機器のLED等の高効率型へ転換」など、低コストかつ事業所に直接的にメリットがある取組が多く実行している傾向がみられました。また、資金調達がネックになって取組を行わない状況がうかがわれるため、今後地球温暖化対策を推進していくためには、補助金の情報提供や投資効果、費用対効果等についての情報提供などが重要となります。

【小中学生】（サンプル数=775）

環境への考え方、取組などについては、近年世界的な環境問題として取り上げられている海洋プラスチック問題や、身近に直接影響を及ぼす可能性があると感じている環境問題についての関心度が高いことから、行動へつなげるように啓発していく必要があります。

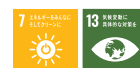
(3) 基本目標

本計画では、(1)で示された環境像を実現していくため、前計画の目標とSDGsの視点を踏まえ、4つの基本目標として「地球温暖化対策と循環型社会に取り組むまち」「安全で穏やかに暮らせるまち」「人と自然が共生する魅力あるまち」「ともに学び行動するまち」を設定しました。

【SDGs17の目標】

																
貧困をなくそう	飢餓をゼロに	健康と福祉を すべての人に	質の高い教育を みんなに	ジェンダー平等を 実現しよう	安全な水とトイレを 世界中に	エネルギーをみんなに そしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の 基盤をつくろう	人や国の不平等を なくそう	住み続けられる まちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な 対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての 人に	パートナーシップで 目標を達成しよう

1) 基本目標1：地球温暖化対策と循環型社会に取り組むまち



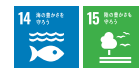
地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減に向け、省エネルギー、省資源及び自然エネルギー（再生可能エネルギー）の利用に積極的に取り組みます。また、循環型社会の構築に向け、資源の有効活用を図るとともに、3R（廃棄物の発生抑制・再使用・再資源化）に積極的に取り組みます。

2) 基本目標2：安全で穏やかに暮らせるまち



健康で安全かつ快適な生活の確保と公害の未然防止に向け、大気汚染・水質汚濁・騒音・悪臭等の対策に積極的に取り組みます。

3) 基本目標3：人と自然が共生する魅力あるまち

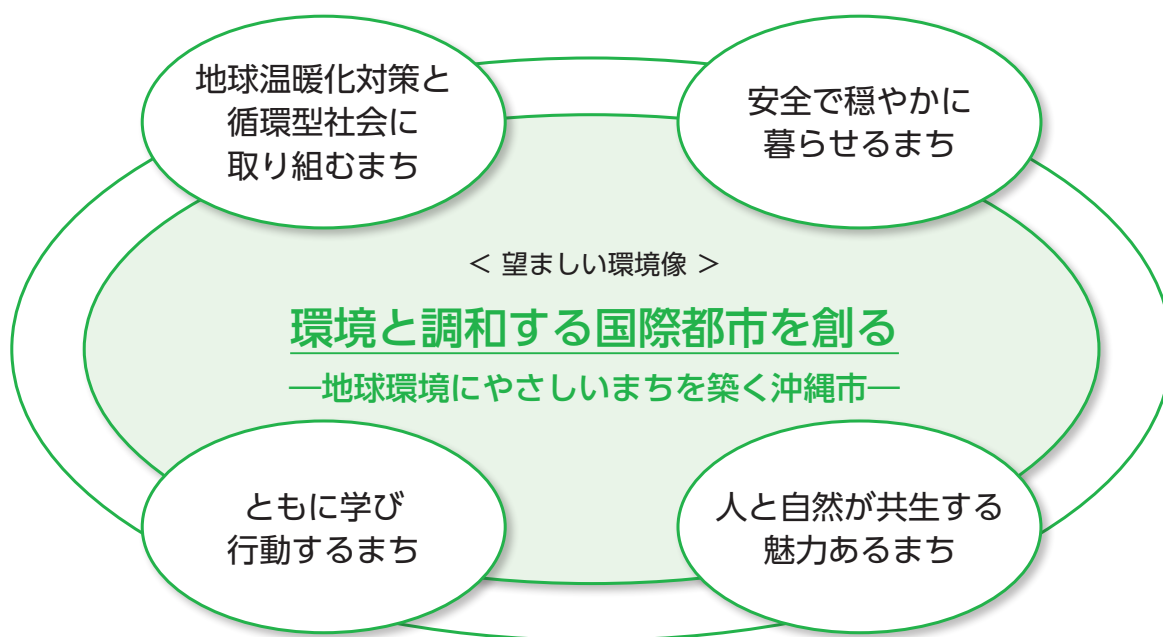


地域の自然環境や景観等を大切にし、文化的な生活とそれに寄与する良好な環境の確保に向け、自然環境の保全、良好な環境の形成等に積極的に取り組みます。

4) 基本目標4：ともに学び行動するまち



市域全体における環境意識の向上に向け、環境学習等の推進を図るとともに、市民・事業者・行政の連携・協働に積極的に取り組みます。



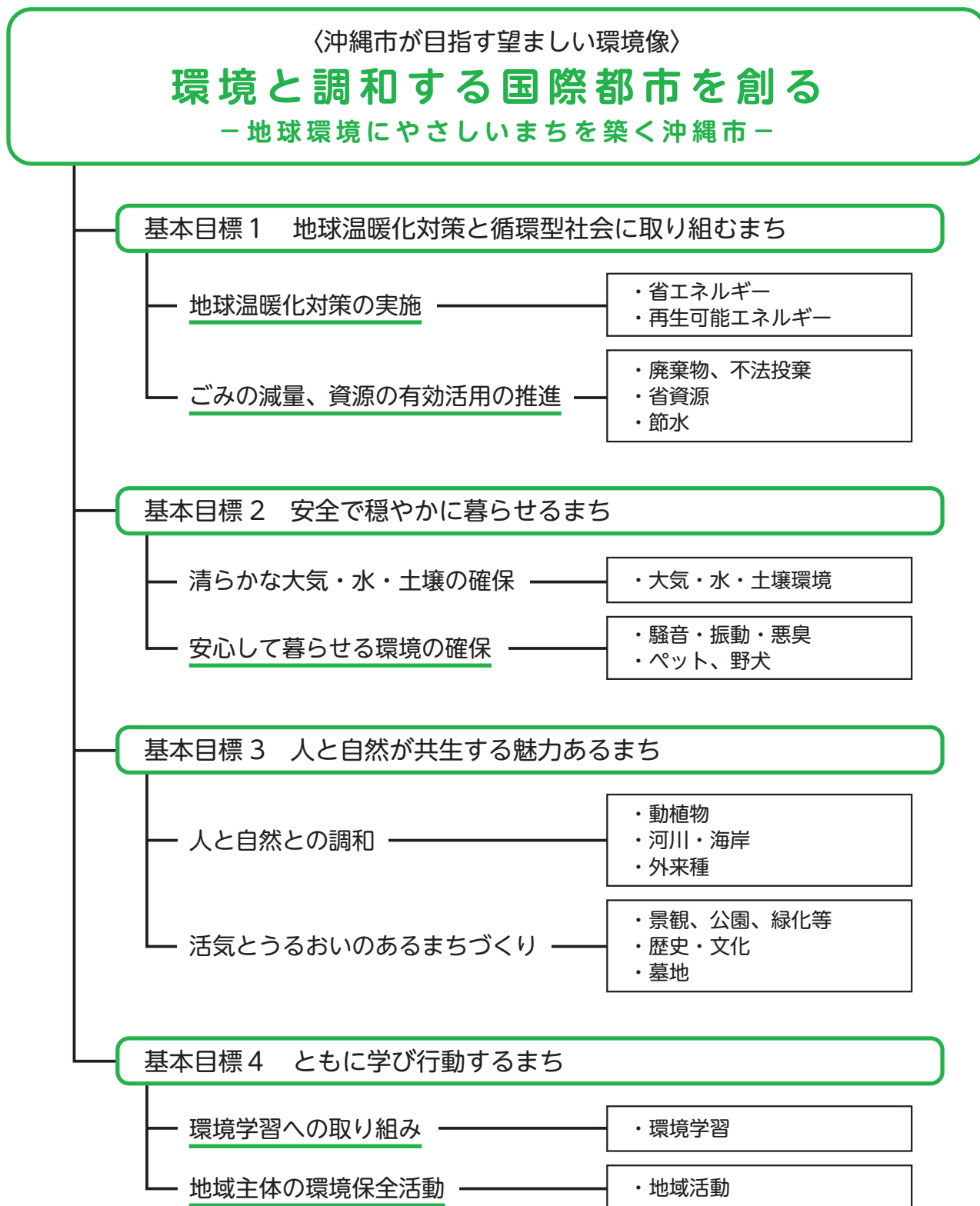
沖縄市の環境像を実現していくための4つの基本目標



第3節 基本的な目標・施策の方向

第2節で掲げた「沖縄市が目指す望ましい環境像」「基本目標」を達成するために、基本目標のもとに具体的な施策を設定します。

また、第5次沖縄市総合計画や市民等へのアンケート調査結果を踏まえ、下線の施策については、重要施策として位置づけ優先的に取り組みます。



(1) 基本目標1：地球温暖化対策と循環型社会に取り組むまち

(1) - 1 地球温暖化対策の実施

1) 現況と課題

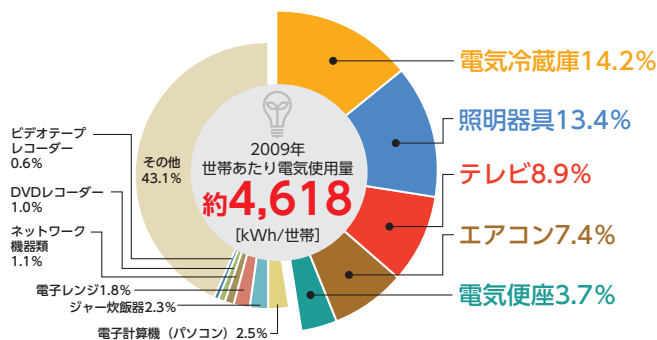
市域における温室効果ガス排出量は、前計画の現況時点2013（平成22）年度と2017（平成29）年度を比較すると、減少傾向にあり、全体では約52.8千t-CO₂減少（-5.4%）しています。

太陽光発電設備はゆるやかな増加傾向にあり、本市のアンケート調査結果においても省エネに関する関心や活動が高くなっています。しかしながら、FIT制度（固定価格買取制度）の終了や売電価格の引き下げ、本市の地域特性として風力発電の導入等が困難であることから、「パリ協定」に基づいて決められた温室効果ガスの削減目標を実現するには、さらなる努力が必要となります。

今後は、国による水素エネルギー利用や蓄電池などの技術革新による省エネの推進とともに、市として現在できることとして、家庭や事業所での節電や太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー利用のさらなる普及を図る必要があります。



工場屋上の太陽光発電パネルの設置例



出典：「経済産業省資源エネルギー庁 HP」

家庭における消費電力量のウエイト比較

2) 施策

《省エネルギー》

①節電、エコドライブの啓発

○節電、エコドライブの啓発を図ります。【環境課】

②省エネ機器や省エネ家電の普及

○省エネ機器や省エネ家電の普及を図ります。【環境課】

○公共施設の新築・建替え、設備の更新の際は省エネルギー型の設備を導入します。【各施設管理課】

③屋上緑化、壁面緑化の普及

○屋上緑化、壁面緑化の普及を図ります。【環境課】

④環境家計簿の利用の普及

○環境家計簿の利用の普及を図ります。【環境課】

《再生可能エネルギー》

①太陽光発電設備の普及

- 太陽光発電設備の利用の普及を図ります。【環境課】
- 公共施設に太陽光発電設備の設置に努めます。【各施設管理課】

3) 目標とする指標

指標名		過去の実績 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
CO ₂ 排出量の削減	市域 CO ₂ 排出量推計値 (t-CO ₂)	971,604 (H22)	918,832 (H29)	681,382 (R12)
環境ラベルの普及	沖縄市グリーン購入基本方針策定・ 調達	59% (H22)	86% (H30)	増加 (R12)
太陽光発電設備等の 普及	太陽光発電等補助件数	—	34件 (R1)	増加 (R12)



(1) - 2 ごみの減量、資源の有効活用の推進

1) 現況と課題

廃棄物について前計画時点の2010（平成22）年度と比較すると、一般廃棄物は本市の一人一日当たり平均ごみ排出量が横ばいで推移（2010（平成22）年度：821g/人・日、2019（令和元）年度：840g/人・日）し、産業廃棄物は本市を含む中部地域が2014（平成26）年度：94.0万tから2018（平成30）年度：62.3万tと減少傾向にあります。また、生ごみ処理容器の普及を図り、今後も引き続きごみ処理量の削減、再資源化量の増加を図っていく必要があります。

市内での不法投棄については、道路周辺の不法投棄件数が2013（平成25）年度の54件から2019（令和元年）年度の85件へと年々増加傾向にあることから、ごみの不法投棄削減に向けた取り組みを進めていく必要があります。

本市では、倉浜衛生施設組合の一般廃棄物処理施設の存在や産業廃棄物処理施設が集中している状況を踏まえ、引き続き本市から積極的にごみを減量するための取り組み（日常生活、事業活動における廃棄物の適正処理など）を図っていく必要があります。

資源の有効利用については、省資源・長期使用性・再使用・再資源化等に適合された環境ラベル商品の普及等を行っていく必要があります。

節水については、1日一人平均給水量は減少傾向にあることから、雨水貯留タンク等の雨水利用設備を増やすなど、節水につながる取り組みを進めていく必要があります。

2) 施策

《廃棄物、不法投棄》

①ごみの減量化と再資源化

- 3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化）の徹底についての啓発を図ります。【環境課】
- ごみになりにくい製品やサービスの利用を呼びかけます。【環境課】
- 庁内の事務等において、環境配慮商品やサービスを積極的に選択します。【環境課】
- 生ごみ処理器機の普及を図ります。【環境課】
- ごみの分別指導を行うクリーン指導員の活動の支援を図ります。【環境課】
- 倉浜衛生施設（エコトピア池原、エコループ池原、エコボウル倉浜）を環境学習の場として利用を図ります。【環境課】

②資源ごみの抜き取り防止

- 資源ごみの抜き取りが禁止されていることを周知します。【環境課】
- 抜き取り防止の対策を講じます。【環境課】

③不法投棄の防止

- ごみの不法投棄の監視指導を行います。【環境課】
- 放置車両防止の啓発を図ります。【環境課】
- クリーン指導員の活動の支援を図ります。【環境課】

④不法投棄されにくい環境の整備

- 道路沿いの草刈り等を実施し、不法投棄されにくくします。【環境課・道路課】
- 空き地等の草刈りの指導を行います。【環境課】

《省資源》

①環境ラベル商品の普及

○環境ラベルの表示のある物品購入を推奨します。【契約管財課・環境課】

《節水》

①節水意識の向上

○節水の啓発を図ります。【環境課・上下水道局】

②節水型機器の利用促進

○節水型機器に関する情報提供を行います。【環境課】

③雨水の利用と地下浸透の推進

○雨水浸透についての普及・啓発を図ります。【上下水道局・環境課】

○雨水利用型機器の情報提供を行います。【環境課】

○雨水浸透施設等、必要に応じて、雨水の地下浸透を考慮した施設整備や事業を行います。

【上下水道局・環境課】

○公共施設における雨水利用・地下浸透設備の導入を推進します。【各施設管理課】



出典：「全国地球温暖化防止活動推進センター HP」

雨水タンク



倉浜衛生施設での環境学習の様子

3) 目標とする指標

指標名		過去の実績 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
ごみの不法投棄の減少	道路周辺不法投棄 (件)	54 (H25)	85 (R1)	減少 (R12)
	道路以外不法投棄 (件)	164 (H25)	54 (H30)	減少 (R12)
ごみ処理量の減少	ごみ排出量 (g/人・日)	863.6 (H18)	827.9 (H27)	800.0 (R7)
再資源化量の増加	再資源化量 (t/年) ()内の%は、リサイクル率 資源化量÷ごみ処理量×100	5,199 (12.4%) (H18)	4,365 (10.5%) (H27)	9,028 (22.0%) (R7)
生ごみの減量	生ごみ処理器機等補助金交付件数	59 (H18)	34 (H27)	増加 (R12)

(2) 基本目標2：安全で穏やかに暮らせるまち

(2)－1 清らかな大気・水・土壌の確保

1) 現況と課題

大気環境については、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類について環境基準を達成（2008（平成20）年度から2017（平成29）年度）していますが、光化学オキシダントについては、経年的に環境基準を達成していません。

水環境については、2010（平成20）年度から比謝川では水質（BOD）の環境基準を達成していますが、天願川では未達成の時期があります。また、地下水調査については、概況調査において環境基準を達成しているものの、一部の地点において環境基準を達成していません。

土壌環境（ダイオキシン類）については、平成30年度調査で環境基準を達成しています。

以上のことから、大気・水・土壌環境について、多くの項目で環境基準を達成しているものの、一部で未達成の項目もあることから、今後も引き続き監視や発生源対策を行っていく必要があります。

2) 施策

《大気・水・土壌環境》

①環境監視

- 既存の観測体制を維持します。【環境課】
- 観測地点の追加の必要性について検討します。【環境課】
- 沖縄県による観測結果を継続して把握します。【環境課】

②発生源対策

- 野焼き、工場等からの煙に関する指導を行います。【環境課】
- 河川浄化の啓発を図ります。【環境課、上下水道局】
- 事業所等に対して汚水や油の流出防止に関する指導を行います。【環境課】
- 下水道整備を推進し、下水道の接続率向上を図ります。【上下水道局】
- 下水道区域外における合併浄化槽の設置を推進します。【環境課】
- 浄化槽の適正な管理の啓発を図ります。【環境課】
- 赤土等流出防止に関する監視を行います。【環境課】

3) 目標とする指標

指標名		過去の実績 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
大気環境基準	二酸化硫黄 (SO ₂)、二酸化窒素 (NO ₂)、浮遊状粒子物質 (SPM) (県実施)	達成 (H19)	達成 (H29)	環境基準達成・維持 (R12)
	光化学オキシダント (Ox) (県実施)	未達成 (H19)	未達成 (H29)	環境基準達成・維持 (R12)
	ダイオキシン類 (県実施)	達成 (H21)	達成 (H29)	環境基準達成・維持 (R12)
河川のBOD濃度 (mg/L)	天願川 (県実施)	未達成 (H19)	達成 (H29)	環境基準達成・維持 (R12)
	比謝川 (県実施)	一部未達 (H19)	達成 (H29)	環境基準達成・維持 (R12)
地下水環境基準	市内井戸 (県実施)	一部未達 (H20)	概況：達成 監視：未達成 (H29)	環境基準達成・維持 (R12)
土壌環境基準	ダイオキシン類 (基準：市実施) (各年：県実施)	達成 (H21)	達成 (H29)	環境基準達成・維持 (R12)

(2) - 2 安心して暮らせる環境の確保

1) 現状と課題

自動車騒音については、2012（平成24）年度以降自動車騒音の常時観測を行っており、全体の95%以上が環境基準を満たしていますが、一部の地域で環境基準を超過しています。航空機騒音についても、2008（平成20）年度から2016（平成28）年度と2019（令和元）年度を除き、一部地域で環境基準を超過しています。また、悪臭に関しても、一部の地域において規制基準を超過する年度があることから、今後も引き続き監視と発生源対策を行っていく必要があります。

飼い犬等については、平成27年度以降登録犬数が増加傾向（2015（平成27）年度：393頭、2018（平成30）年度：524頭、2019（令和元）年度：547頭）にあり、今後も引き続き飼い犬等の飼い方マナー向上を目指して取組を進めていく必要があります。

■航空機騒音測定結果

地区	測定局名	環境基準値		平均 WECPNL (単位：W)				平均 Lden (単位：dB)							管理機関	
		類型	WECPNL	Lden	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018		2019
					H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30		R1
北部	北美	I	70	57	74	72	72	71	59	59	58	57	59	58	57	沖縄県
	知花	I	70	57	74	73	73	72	59	59	59	57	59	58	57	沖縄市
西部	コザ (八重島)	I (II)	75	57	71	70	69	67	51	50	49	49	51	48	48	沖縄県
	山内	I	70	57	65	62	65	64	49	48	49	48	50	49	47	沖縄市
中部	宮里	I	70	57	-	-	-	-	42	42	42	42	44	42	43	沖縄市

■：環境基準超過を示す。

※平成25年4月1日より、環境基準の評価指標が「WECPNL」から「Lden」へと変更された。

※平成25年4月1日より、宮里局、比屋根局が新設され、測定が開始された。

※「-」は、当時測定器が未設置であったため、測定を行っていない。

※八重島局は、施設の解体工事に伴い、平成26年8月10日で測定終了し、8月11日廃止。

※コザ局は、八重島局の廃止に伴い、測定機器を移設し、平成27年2月1日新設、測定開始。

出典：「沖縄県環境白書」（平成20年度～令和2年度）

■自動車騒音の常時監視結果

単位：%

環境基準達成状況	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
昼夜とも環境基準を達成	99.2	99.1	97.0	97.1	97.2	97.4	97.8	96.5
昼間のみ基準値以下	0.2	0.2	0.1	0.1	0.0	0.8	0.8	0.8
夜間のみ基準値以下	0.2	0.2	2.1	2.2	2.0	0.9	0.5	0.3
昼間・夜間とも基準値超過	0.4	0.5	0.8	0.6	0.8	1.0	0.9	2.3

※数値は沖縄市での騒音測定結果全体の環境基準の達成状況を示す。

※割合の合計は四捨五入により、100%にならない場合がある。

出典：沖縄市環境課提供資料

2) 施策

＜騒音・振動・悪臭＞

①騒音の監視

○米軍航空機に対する現行の騒音調査を継続します。【基地政策課】

○自動車騒音に対する現行の騒音調査を継続します。【環境課】

②騒音の発生源対策

○発生源に対する指導を行います。【環境課】

○関係機関（米軍、防衛局等）へ航空機騒音被害に対する市民の声を訴え、騒音被害軽減を求めます。【基地政策課】

③悪臭の監視

○悪臭が発生しやすい地域において、現行の臭気調査を実施します。【環境課】

○畜産農家に悪臭緩和剤、害虫駆除剤を配付します。【農林水産課】

④悪臭の発生源対策

○発生源に対する指導を行います。【環境課】

＜飼い犬等＞

①飼い犬等の飼い方マナーの向上

○飼い犬等を飼うときのマナー向上の啓発を図ります。【環境課】

②野犬対策の実施

○野犬等による被害を防止します。【環境課】

○狂犬病から市民及び犬を守り、安全な生活環境を形成します。【環境課】

3) 目標とする指標

指標名		過去の実績 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
騒音環境基準	自動車騒音	99.2% 達成 (H24)	97.8% 達成 (H30)	環境基準達成・維持 (R12)
	航空機騒音	一部未達成 (H21)	達成 (R1)	環境基準達成・維持 (R12)
臭気指数規制基準	臭気指数	達成 (H20)	一部未達成 (H29)	規制基準達成・維持 (R12)

(3) 基本目標3：人と自然が共生する魅力あるまち

(3)－1 人と自然との調和

1) 現状と課題

本市には、多様な生物の生息環境が残されており、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）の定める国内希少野生動植物種であるクロイワトカゲモドキ、イボイモリ、ヒメユリサワガニや、県希少野生動植物保護条例が指定する希少野生動植物種であるヒョウモンドジョウ、ミナミメダカ、オキナワヤマタカマイマイ、シラユキヤマタカマイマイなど貴重な動物も数多く確認されています。そのため、本市に残された貴重な自然環境を保全するとともに、そこに生息・生育する動植物等、生物の多様性を確保していく必要があります。

本市には比謝川や天願川等の河川が流れ、東シナ海や太平洋へと注いでいます。また、東海岸には中城湾が広がっており、泡瀬地区の海域には泥質・砂質・れき質の干潟、浅海域の海草藻場、サンゴ礁に至る豊かな自然環境がみられることから、これらの河川、海岸については、水質の監視や排水路等からの汚濁負荷対策を強化していく必要があります。

環境に大きな影響を与える外来生物については、本市では特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）の指定する特定外来生物であるフイリマングースやタイワンスジオ、ツルヒヨドリ等の侵入が確認されております。それらは、分布域、個体数ともに増加傾向にあることから、拡散を抑制していくこと、また新規の外来生物の侵入を予防する必要があります。



クロイワトカゲモドキ（国内希少野生動植物種）



イボイモリ（国内希少野生動植物種）

2) 施策

《動植物》

①市内の自然環境の把握、自然生態系（生物多様性）の保全、情報の蓄積・活用

○市内の自然環境に関する情報を蓄積し、自然生態系に関心を持つよう啓発していきます。また、市の事業や開発工事に活用します。【環境課・郷土博物館】

②野生鳥獣の違法な捕獲・飼育の防止

○野生鳥獣の違法な捕獲や飼育の防止を啓発します。【環境課】

《河川・海岸》

①河川水質の保全

○既存の観測体制を維持し、水質観測地点の追加の必要性の検討を行います。【環境課】

○事業所等に対して、汚水や油の流出防止を指導します。【環境課・上下水道局】

○河川浄化の啓発、河川への不法投棄防止を図ります。【環境課・上下水道局】

○下水道整備の推進及び下水道接続の向上を図ります。【上下水道局】

○浄化槽の適正な管理の啓発を図ります。【環境課】

○水源となる河川流域の清掃活動を行います。【環境課】

②川への関心の向上、川とのふれあい確保

○川の自然を把握し、環境学習に活用するとともに、川遊びの安全性について啓発します。

【環境課・郷土博物館】

○護岸の改良をするよう促します。【環境課】

《外来種》

①外来種対策の実施

○市内に生育・生息するフィリマングースやタイワンスジオ等の外来種の情報を集約し、外来種に関心を持つよう啓発を図ります。【郷土博物館・環境課】

○緑化の際は、在来植物の利用に努めます。【都市計画担当・各施設管理課】

3) 目標とする指標

指 標 名		過去の実績 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
海洋のCOD濃度 (mg/L)	中城湾(泡瀬地先)(県実施)	達成 (H19)	達成 (H29)	環境基準達成・維持 (R12)
河川のBOD濃度 (mg/L)	天願川(県実施)	未達成 (H19)	達成 (H29)	環境基準達成・維持 (R12)
	比謝川(県実施)	一部未達成 (H19)	達成 (H29)	環境基準達成・維持 (R12)
下水道の接続率向上	下水道水洗化率(%)	81.3 (H22)	88.3 (R1)	—

(3) - 2 活気とうるおいのあるまちづくり

1) 現状と課題

本市には、郷土景観を代表する「知花城跡の植生」や自然景観資源に選定される海岸段丘が存在し、北部地区には残存するイタジイ林の山地自然植生や広大なダム湖等が眺望することができます。また、泡瀬干潟や奥武岬から広大な干潟や海岸線の貴重な海浜植物群落を眺めることができます。近年本市では都市化・市街地化の進展により、本市らしい特徴的な景観が失われていることから、沖縄市景観計画に基づいたまちづくりを進めていく必要があります。

本市では公園数・面積が増加していますが、人口増加にともない、一人あたりの公園面積が横ばい傾向にあることから、公園の質を高め地域住民と連携した安全で快適な公園環境づくりが求められています。

本市の歴史・文化については、各地域に残る文化財への関心の薄れや国際的な交流の推進・文化の振興を図ることが課題となり、文化財の周知・保全・継承・活用などの取組を進めていく必要があります。

墓地の設置については、法令及び都市計画に係る区域等を踏まえ、適切な墓地の誘導を図る必要があります。



北部地区に残る自然性の高い植生の分布



知花城跡の植生

2) 施策

《景観・公園・緑化等》

①景観計画に基づいたまちづくり

○景観計画に基づいたまちづくりを進めます。【都市計画担当】

②景観への配慮

○地域の景観に配慮したまちづくりを進めます。【都市計画担当・各施設管理課】

○公共施設等を景観に配慮させます。【都市計画担当】

③安全で快適な公園環境づくり

○公園を適切に維持管理します。【建築・公園課】

④緑化の推進

○景観計画に基づき、緑化率10%（場所によっては20%～30%）を推奨します。【都市計画担当】

○街路樹を適切に維持管理します。【道路課】

○緑化の際は、在来の植物の利用に努めます。【都市計画担当・各施設管理課】

⑤歩きやすい歩道の整備

○ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、すべての人が歩きやすい歩道整備を推進します。

【都市交通担当・道路課】

⑥公共交通機関の利用促進

○公共交通機関の利用の啓発を図ります。【都市交通担当・環境課】

《歴史・文化》

①地域の歴史や文化、伝統への理解

○歴史・文化に関する情報を収集・蓄積・発信します。

【総務課（市史編集担当）・郷土博物館、文化観光課】

②文化財の保全・活用・継承

○文化財の保存・活用を図ります。【郷土博物館】

《墓地》

①墓地等に関する基本方針に基づいた取組

○「沖縄市墓地等に関する基本方針」に基づき、墓地の設置については、法令及び都市計画に係る区域等を踏まえ、適切な墓地の誘導を図ります。【環境課】

3) 目標とする指標

指標名		過去の実績 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
公園環境	1人当たりの公園面積 (㎡/人)	9.14 (H22)	9.0 (R1)	9.1 (R7)
墓地等の管理	墓地等の経営許可件数	86 (H24)	40 (R1)	許可業務の継続実施 (R12)

(4) 基本目標4：ともに学び行動するまち

(4)－1 環境学習への取り組み

1) 現状と課題

環境学習については、生涯学習を通じて環境学習する機会を広げることや、子供たちの自然とふれあう機会・場所を作ることが課題となっていることから、環境学習に関する啓発を行い、環境学習の機会を確保するなど、今後も継続して努めていく必要があります。

2) 施策

《環境学習》

①生涯学習としての環境学習の提供

○環境学習の推進と支援を行います。【環境課・生涯学習課・保育・幼稚園課・郷土博物館・市立図書館・上下水道局】

②学校における環境教育の推進

○学校における環境教育を推進します。【環境課・各関係課】

○環境学習の実施にあたっては地域や市民団体と協力します。【環境課・各関係課】

○倉浜衛生施設（エコトピア池原、エコループ池原、エコボウル倉浜）を環境学習の場として利用を図ります。【環境課・各関係課】

3) 目標とする指標

指標名		過去の実績 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
環境学習	倉浜衛生施設等施設見学 (人)	5,025 (H22)	2,687 (R1)	継続 (R12)

(4)－2 地域主体の環境保全活動

1) 現状と課題

地域活動については、現状で個々の組織や団体の連携・協働による取り組みが行われていることから、今後も引き続き各主体の協働による環境保全活動を維持するよう努めていく必要があります。

2) 施策

《地域活動》

①地域主体の環境保全活動の推進

○地域における環境保全活動を推進します。【環境課】

②市民・事業者・行政・市民団体の協働による環境保全活動の仕組みづくり

○市民・事業者・行政・市民団体の協働による環境保全活動を維持し、市民団体等が意見する機会を確保します。【環境課】

3) 目標とする指標

指標名		過去の実績 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
地域活動	比謝川清掃 (人)	1,135 (H22)	1,198 (R1)	継続 (R12)
	クリーンデー (人)	2,282 (H22)	3,082 (R1)	継続 (R12)

第2章

沖縄市地球温暖化対策実行計画

(区域施策編)

第1節 基本的事項

第2節 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の現状

第3節 温室効果ガスの将来排出量

第4節 温室効果ガス排出量の削減目標

第5節 温室効果ガス排出量削減に向けた取組

第2章 沖縄市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

第1節 基本的事項

（1）地球温暖化の現況と課題

地球温暖化の原因は、人為起源の二酸化炭素などの温室効果ガスの増加であることが明らかとなっており、世界の年平均気温は過去130年余の間に0.85℃上昇しており、さらに今世紀末に最大で4.8℃上昇すると予測されています。国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）（2015（平成27）年開催）において、パリ協定が採択され、世界共通の長期目標として産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑制するとともに、1.5℃まで抑える努力を継続すること、気候変動の影響に対する「適応」能力を拡充することなどが盛り込まれました。

また、国では、新たな温室効果ガス削減目標として、2030（令和12）年度の温室効果ガス削減目標を2013（平成25）年度比で26%削減する「日本の約束草案」が閣議決定され、2016（平成28）年5月には「地球温暖化対策計画」が策定されました。

これから地球温暖化対策を進めていくにあたっては、国・県だけではなく市町村による地域特性を考慮した取組も重要となるため、本市では、「沖縄市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定を行い、市民・事業者・関係団体等と協働により、地球温暖化対策を推進し、市域における温室効果ガス排出量の削減を図ります。

（2）計画の位置づけ

「沖縄市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「本実行計画」という。）は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本市の地球温暖化対策の取組を定めたものです。

本実行計画は、第1章第2節で定めた基本目標である「地球温暖化対策と循環型社会に取り組むまち」の実現に向けた計画として、「沖縄市環境基本計画」の中に位置づけ推進を図ります。

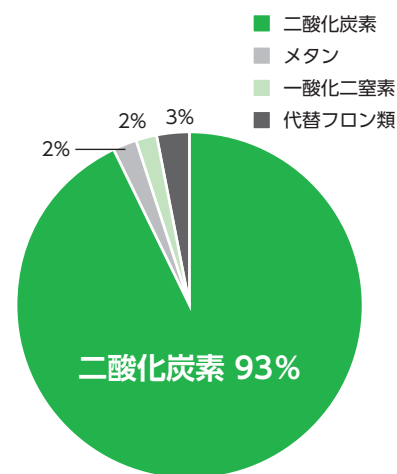
（3）計画の対象及び基準年度等

1）対象範囲

沖縄市全域を対象とします。

2）対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、対象とする温室効果ガスは7種類のガスとしていますが、沖縄県では全温室効果ガスの93%を二酸化炭素が占めていること、その他の種類のガスは排出量の把握が困難であること、本市において毎年度二酸化炭素排出量は把握可能であること等を勘案した結果、温室効果ガス排出量の割合の大部分を占める二酸化炭素の1種類を対象とし、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素は、対象にしないこととします。



沖縄県の温室効果ガス排出量の割合
（2013年時点）

引用：「沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
改訂版 H28沖縄県」

■ 温室効果ガスの種類と主な排出活動

温室効果ガスの種類	主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門等における燃料の燃焼により排出され、全温室効果ガスの95%を占め、温暖化の影響大
メタン (CH ₄)	工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理
一酸化二窒素 (N ₂ O)	工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	クロロジフルオロメタン又は HFCs の製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としての HFCs の使用
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	アルミニウムの製造、PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・排出
三ふっ化窒素 (NF ₃)	NF ₃ の製造、半導体素子等の製造

3) 基準年度・現況年度・目標年度

本実行計画における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量削減に係る基準年度・現況年度・目標年度は、国や県との整合を考慮し、下記のとおりとします。

基準年度：2013（平成25）年度
 現況年度：2017（平成29）年度
 目標年度：2030（令和12）年度



第2節 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の現状

（1）温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の算定方法

市域における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル 算定手法編 Ver.1.0（平成29年3月）環境省」に基づき、環境省が毎年公表している推計結果を用いることとします。なお、マニュアルに基づく算定方法は下表のとおりです。

■分野・部門別の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の算定方法

分野・部門		算定式	記号と定義	出典資料
エネルギー起源 CO ₂	産業部門 製造業	$EM(市) = C(県) / P(県) \times P(市) \times 44/12$	EM(市):市のCO ₂ 排出量 C(県):県の製造業炭素排出量 P(市):市の製造品出荷額等 P(県):県の製造品出荷額等	都道府県別エネルギー消費統計、工業統計
	建設業・ 鉱業	$EM(市) = C(県) / W(県) \times W(市) \times 44/12$	EM(市):市のCO ₂ 排出量 C(県):県の炭素排出量 W(市):市の従業者数 W(県):県の従業者数	都道府県別エネルギー消費統計、経済センサス（基礎調査）
	農林水産業	$EM(市) = C(県) / W(県) \times W(市) \times 44/12$	EM(市):市のCO ₂ 排出量 C(県):県の炭素排出量 W(市):市の従業者数 W(県):県の従業者数	都道府県別エネルギー消費統計、経済センサス（基礎調査）
	業務その他部門	$EM(市) = C(県) / W(県) \times W(市) \times 44/12$	EM(市):市のCO ₂ 排出量 C(県):県の炭素排出量 W(市):市の従業者数 W(県):県の従業者数	都道府県別エネルギー消費統計、経済センサス（基礎調査）
	家庭部門	$EM(市) = C(県) / N(県) \times N(市) \times 44/12$	EM(市):市のCO ₂ 排出量 C(県):県の炭素排出量 N(市):市の世帯数 N(県):県の世帯数	都道府県別エネルギー消費統計、住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数
	運輸部門（自動車）	$EM(市) = C(国)【旅客】 / N(国)【旅客】 \times N(市)【旅客】 \times 44/12$ $EM(市) = C(国)【貨物】 / N(国)【貨物】 \times N(市)【貨物】 \times 44/12$	EM(市):市のCO ₂ 排出量 C(国):全国の自動車車種別炭素排出量 N(市):市の自動車車種別保有台数 N(国):全国の自動車車種別保有台数 【】:車種【旅客、貨物】	総合エネルギー統計、市町村別自動車保有車両台数統計、市町村別軽自動車車両数
	運輸部門（船舶）	$EM(市) = C(国) / T(国) \times T(市) \times 44/12$	EM(市):市のCO ₂ 排出量 C(国):国の船舶における炭素排出量 T(市):市の入港船舶総トン数（内航船） T(国):全国の入港船舶総トン数（内航船）	総合エネルギー統計、港湾統計
エネルギー起源 CO ₂ 以外のガス	一般廃棄物（ごみ） の焼却	一般廃棄物中の焼却に伴う非エネ起CO ₂ 排出量 = 一般廃棄物中のプラごみの焼却量（乾燥ベース）×排出係数 + 一般廃棄物中の合成繊維の焼却量×排出係数 ※全て乾燥ベース	-	一般廃棄物処理実態調査（環境省）

※「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル 算定手法編 Ver.1.0（平成29年3月）環境省」より作成

(2) 推計結果

市域における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の経年推計値は下表のとおりで、2017（平成29）年度の本市の排出量は918.8（千t-CO₂）となっています。これは、前計画現況年度の2010（平成22）年度比で-5.4%、基準年度2013年（平成25）年度比で-0.2%となります。

■温室効果ガス（二酸化炭素）の部門別排出量

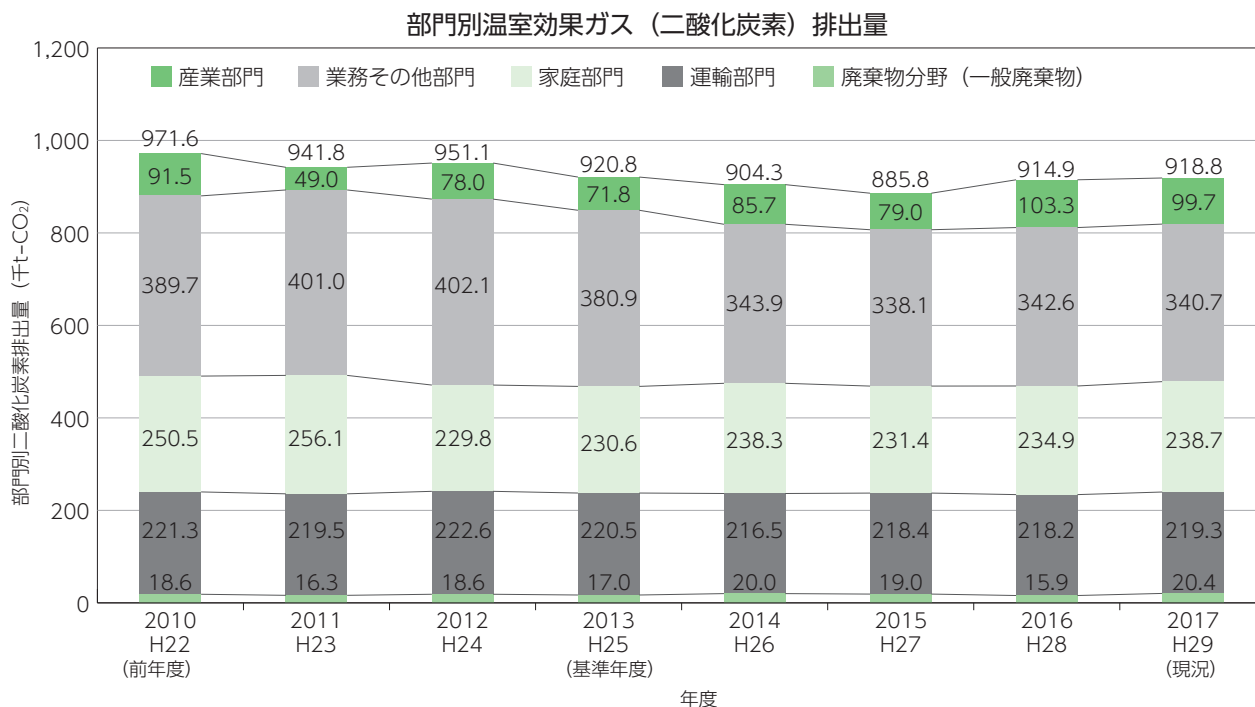
排出量単位：（千t-CO₂）

部門・分野	2010 H22 (前年度) ※	2011 H23	2012 H24	2013 H25 (基準年度)	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29 (現況)	増減率（%）	
									前年度 (H22)	基準年度 (H25)
									計算式 増減率 = H29-H22 /H22	計算式 増減率 = H29-H25 /H25
合 計	971.6	941.8	951.1	920.8	904.3	885.8	914.9	918.8	-5.4%	-0.2%
産業部門	91.5	49.0	78.0	71.8	85.7	79.0	103.3	99.7	8.9%	38.9%
製造業	78.8	38.1	66.6	60.1	74.8	67.8	92.1	87.8	11.5%	46.1%
建設業・鉱業	12.3	10.3	10.8	11.1	10.1	10.5	10.5	11.2	-8.5%	1.0%
農林水産業	0.4	0.6	0.6	0.5	0.7	0.7	0.7	0.6	37.7%	12.4%
業務その他部門	389.7	401.0	402.1	380.9	343.9	338.1	342.6	340.7	-12.6%	-10.5%
家庭部門	250.5	256.1	229.8	230.6	238.3	231.4	234.9	238.7	-4.7%	3.5%
運輸部門	221.3	219.5	222.6	220.5	216.5	218.4	218.2	219.3	-0.9%	-0.6%
自動車	219.8	217.8	220.7	218.5	214.6	216.7	216.4	217.2	-1.2%	-0.6%
旅客	132.8	133.5	136.8	134.8	130.8	133.3	134.7	135.6	2.2%	0.6%
貨物	87.0	84.3	83.9	83.7	83.8	83.3	81.7	81.6	-6.2%	-2.5%
船舶	1.5	1.7	1.9	2.0	1.9	1.7	1.9	2.1	36.6%	3.2%
廃棄物分野 (一般廃棄物)	18.6	16.3	18.6	17.0	20.0	19.0	15.9	20.4	9.8%	19.6%

※表中の（前年度）とは、2013（平成25）年度に策定した、沖縄市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の現況とした年度。

(3) 各部門の特徴

部門別温室効果ガス(二酸化炭素)排出量及び活動量の状況から、各部門の特徴を以下に示しました。



■各部門の特徴

産業部門	<ul style="list-style-type: none"> 産業部門全体では、基準年比で38.9%増加しており、特に製造業分野がCO₂排出量の増加に大きく寄与しています。
業務その他部門	<ul style="list-style-type: none"> 年々排出量が減少しており、基準年比で10.5%減少しています。要因としては、沖縄市の従業者数は微増加傾向であるのに対して、炭素排出量が減少したことです。
家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> 市の総人口は増加傾向にあります。 家庭部門からの排出量の大部分を占めるのは電力（約9割）であり、排出量は基準年比で微増加傾向にあります。
運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> 運輸部門の大部分は自動車からの排出が占めています。 自動車保有台数は乗用車、貨物車ともに増加する傾向にありますが、排出量は基準年比で横ばいとなっています。
廃棄物部門	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物部門は、排出量は増加傾向にあり、排出量は基準年比で19.6%増加しています。

第3節 温室効果ガスの将来排出量

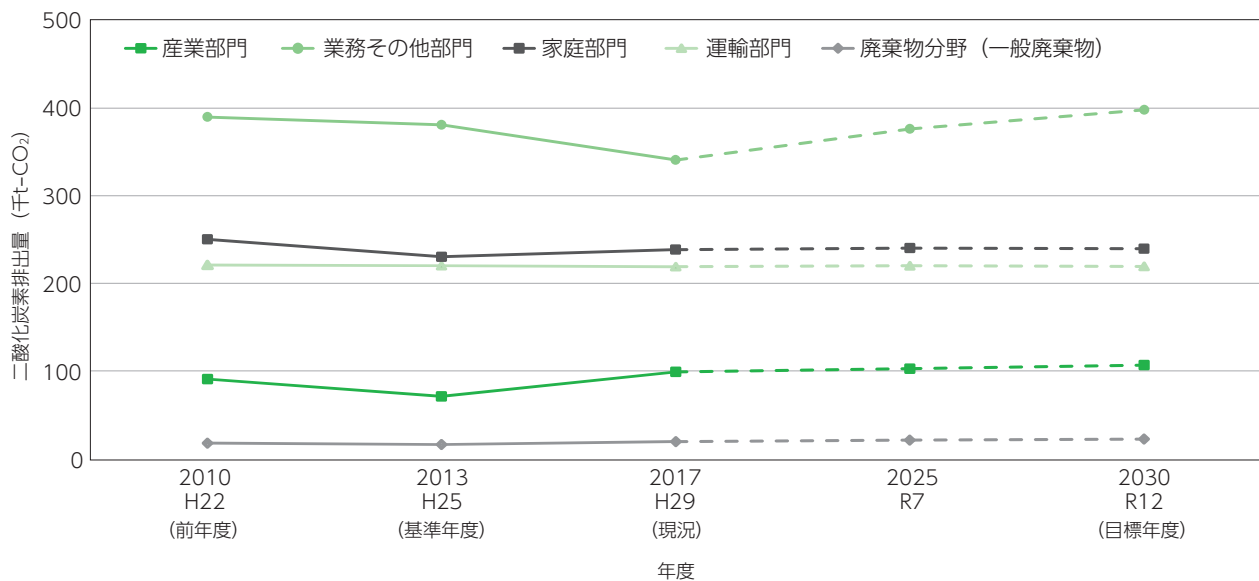
現状趨勢ケースにあたっては、現状の温室効果ガス排出量に項目ごとの活動量（伸び率）を乗じて将来排出量を算出しました。温室効果ガス排出量は2030（令和12）年度には988.2千t-CO₂（基準年度比：7.3%増、現況年度比7.6%増）になると推計されました。

■部門別将来の二酸化炭素排出量の将来推計結果（現状趨勢ケース）

単位：(千t-CO₂)

	2005 H17	2010 H22	2013 H25	2017 H29	2025 R7	2030 R12	活動量（伸び率）
産業部門	106.5	91.5	71.8	99.7	103.5	107.5	製造業：製造出荷額 建設業・鉱業：従業者数 農林水産業：従業者数
業務その他部門	362.8	389.7	380.9	340.7	376.3	397.9	延床面積
家庭部門	267.5	250.5	230.6	238.7	240.5	239.9	人口 ※将来人口は「沖縄市人口ビジョン」H28.2月を使用
運輸部門	219.8	221.3	220.5	219.3	220.4	219.7	自動車：人口 船舶：中城湾港入港船舶総トン数
廃棄物分野 (一般廃棄物)	11.9	18.6	17.0	20.4	22.2	23.3	一般廃棄物焼却処理量
合計	968.5	971.6	920.8	918.8	962.9	988.2	

■部門別将来の二酸化炭素排出量の将来推計結果（現状趨勢ケース）



第4節 温室効果ガス排出量の削減目標

国では、パリ協定に基づき「2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で温室効果ガス排出量を26.0%削減」とする削減目標を掲げています。この排出削減量は、エネルギー需要の変化やエネルギーの低炭素化などのイノベーションが進むことを見込んだ数値です。沖縄県においても国の目標に合わせて同様の目標を掲げています。

したがって、本実行計画における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減目標は、国や県の目標との整合を考慮し、下記のとおりとします。

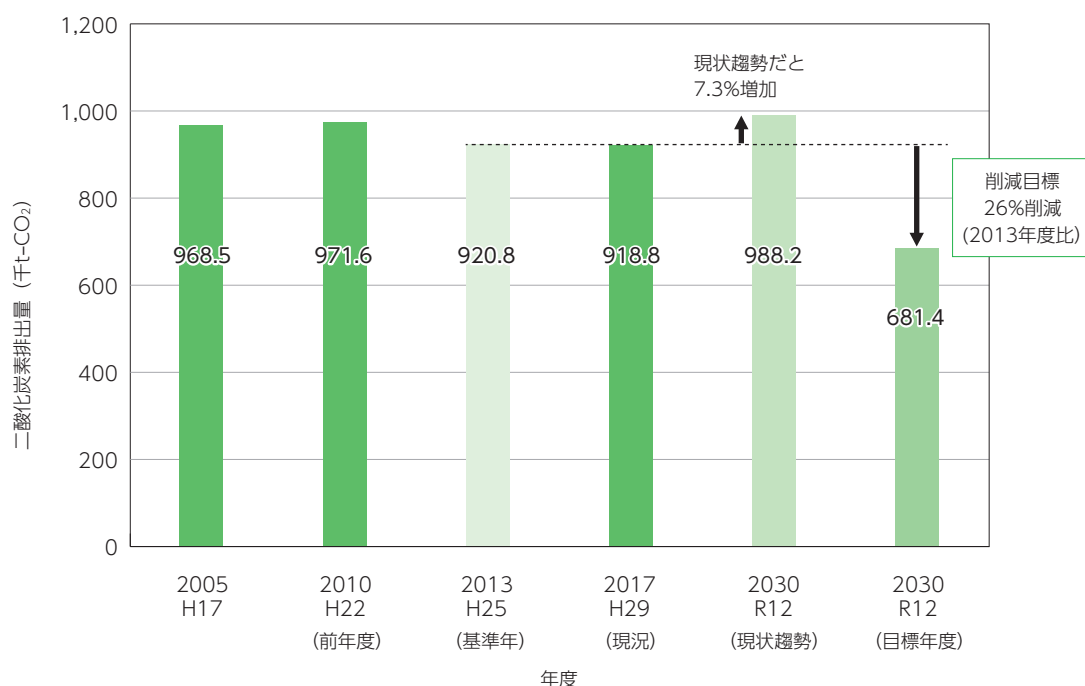
2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で、市内の温室効果ガス（CO₂）排出量を26%削減する。

この削減目標を排出量に換算すると2030（令和12）年度の温室効果ガス（CO₂）排出量は681.4千t-CO₂、基準年度からの削減量は239.4千t-CO₂となります。

この目標達成に向けて、これまで実績のある対策を継続するとともに、将来の排出量増加が見込まれる産業部門、業務その他部門を中心にさらなる地球温暖化対策を実行します。

なお、本県では国の方針等を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた決意として長期目標を「2050年度に向けて、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す（脱炭素社会の実現）」としていることから、本市においてもゼロカーボンシティの考え方も視野に入れて取り組んでいきます。

■温室効果ガス排出量の目標削減量の推移



※ゼロカーボンシティ：環境省が定めた「2050年までにCO₂排出量実質ゼロ」を表明した自治体のこと。

第5節 温室効果ガス排出量削減に向けた取組

温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減目標を達成するために、本実行計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定められている項目を参考に以下の4つ項目を柱として地球温暖化防止に向けた取組を進めていきます。

取組1：太陽光等の再生可能エネルギーの利用促進

- 1-1 再生可能エネルギーの普及
- 1-2 再生可能エネルギー普及拡大の仕組みづくり

取組2：家庭や職場での省エネルギー活動の促進

- 2-1 家庭での省エネライフスタイルの推進
- 2-2 事業活動での省エネビジネススタイルの推進

取組3：地球にやさしい地域環境の整備・改善

- 3-1 環境に配慮した交通手段の提供
- 3-2 循環型社会の形成
- 3-3 吸収源となる緑化の推進

取組4：市民・事業者・行政のパートナーシップの推進

- 4-1 市民・事業者の活動促進
- 4-2 情報提供

(1) 取組1：太陽光等の再生可能エネルギーの利用促進

私たちの生活で使用されている石油等の化石燃料は、燃焼にともない二酸化炭素を排出するため、地球温暖化の大きな原因となっています。そのため、地球温暖化対策として資源の枯渇の恐れが少なく、エネルギーを得る際に二酸化炭素をほとんど排出しない太陽光や太陽熱といった再生可能エネルギーの利用を一層進めることが重要とされています。

また、再生可能エネルギーの活用は、災害時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進める上でも、より一層の導入拡大が求められています。

取 組	担 当 課
1-1 再生可能エネルギーの普及	
① 太陽光発電設備等の助成制度等の啓発	環境課
② 太陽光発電設備等の設置促進（助成および啓発等）	環境課
③ 市施設の太陽光発電設備等の積極的な設置	環境課
④ 再生可能エネルギーに関する普及啓発	環境課
⑤ 廃熱利用による廃棄物発電	環境課（倉浜衛生施設組合）
1-2 再生可能エネルギー普及拡大の仕組みづくり	
① 再生可能エネルギーに関する情報提供	環境課

（２）取組２：家庭や職場での省エネルギー活動の促進

私たちの生活や仕事は、効率化や便利さを追求してきたことから、冷暖房やIT機器、大型化した電化製品の普及等により大量にエネルギーを使用しています。

また、ライフスタイルやビジネススタイルは車依存型の生活、活動時間の深夜化など近年大きく変化し、環境への負荷増大等が懸念されています。

二酸化炭素排出量の削減のためには、日常生活や事業活動のあらゆる場面を見直し、市民・事業者が温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減に向けた意識を高め、積極的な活動を進めていく必要があります。

取 組	担 当 課
２－１ 家庭での省エネライフスタイルの推進	
① 住宅省エネ化の啓発	環境課
② 住宅リフォーム支援事業の実施（省エネ改修工事分）	市営住宅課
③ 家庭における省エネ設備・機器の普及啓発	環境課
④ 省エネナビや HEMS の普及啓発	環境課
⑤ 家庭での省エネ行動啓発	環境課
２－２ 事業活動での省エネビジネススタイルの推進	
① 特定事業者への計画的削減の呼びかけ	環境課
② オフィスビルの省エネ診断の PR	環境課
③ 事業所の省エネ設備・機器の普及啓発	環境課
④ BEMS や省エネナビの普及啓発	環境課
⑤ 事業所での省エネ行動啓発	環境課

（3）取組3：地球にやさしい地域環境の整備・改善

沖縄市では毎年自動車保有台数が増加しており、市民や事業者の自動車の依存度が高いため、歩行・自転車等で移動しやすいまちの整備、バスなどの公共交通整備、エコカーの利用促進などにより二酸化炭素を削減する必要があります。また、限りある天然資源を適正かつ有効に活用するために、3R及び適正処理を進め、持続可能な社会を作ることが求められています。

さらに本市では、沖縄市北側地区には緑地が残り、自然環境が豊富な場所もあることから、二酸化炭素吸収源を保全する必要があります。

取 組	担 当 課
3-1 環境に配慮した交通手段の提供	
① 徒歩・自転車・公共交通への転換の促進	都市交通担当
② 環境配慮型道路の整備（道路照明・保安灯のLED化等）	道路課・市民生活課
③ エコドライブの推進	環境課
④ エコカーの普及促進・導入	環境課・公用車保有課
3-2 循環型社会の形成	
① 3Rの普及啓発	環境課
② グリーン購入の普及啓発	環境課
③ 生ごみ有効利用の推進	環境課
3-3 吸収源となる緑化の推進	
① 緑地の保全及び緑化の推進	都市計画担当・建築・公園課
② 公園・公共施設の緑化	建築・公園課・施設管理者
③ 花いっぱい運動の推進	建築・公園課
④ 緑のカーテンの普及啓発	環境課

（4）取組4：市民・事業者・行政のパートナーシップの推進

本市ではこれまで市民に対し環境保全に関して様々な普及啓発活動や環境保全行動の実践を促進する取組を実施してきましたが、今後もこれまで以上に市民、事業者の持つ能力や地域の活力を環境づくりに活かす取組が求められていることから、より多くの市民、事業者が環境保全活動の担い手となるよう、子供から大人までが気軽に環境保全活動に参加できる活動支援の構築や普及啓発を行うことが必要となります。

取 組	担 当 課
4-1 市民・事業者の活動促進	
① 学校および地域における環境教育・環境学習の推進	教育委員会・計画調整課・環境課
② こどもエコクラブへの活動支援	環境課
4-2 情報提供	
① 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定・情報提供	環境課
② 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定・情報提供	環境課
③ 各種助成制度等の情報収集・発信	環境課



(5) 市民・事業者等の取組方針

地球温暖化防止にあたっては、行政での取組の他、市民・事業者等の各主体がそれぞれの立場で、できる取組を行っていく必要があることから、ここでは市民・事業者等が日常生活や事業活動を営む上で、地球温暖化対策を実践できるよう「市民・事業者等の取組方針」としてとりまとめました。

市民等の取組方針	
取組 1	●太陽光発電・太陽熱利用設備の設置に努めます。
取組 2	●既存住宅の省エネ基準適合に努めます。 ●家庭における省エネ設備・機器の導入（ヒートポンプ、コージェネレーションシステム）に努めます。 ●家庭における省エネ設備・機器の導入（トップランナー家電製品）に努めます。 ●家庭における省エネ設備・機器の導入（省エネ型照明）に努めます。 ●省エネナビや HEMS の導入に努めます。
取組 3	●徒歩・自転車・公共交通への転換に取り組みます。 ●ノーマイカーデーの実施に努めます。 ●自家用車のエコドライブを実践します。 ●自家用車のエコカーの導入に努めます。 ●ごみの分別を徹底、簡易包装の推進、マイバッグ持参によるレジ袋の削減に努めます。 ●フロン使用機器や家電リサイクル法対象の製品を適正に回収・処理します。 ●グリーン購入に努めます。 ●花いっぱい運動への参加に協力します。（市民団体） ●民間建物の緑のカーテンの設置を行います。
取組 4	●学校および地域における環境教育・環境学習に参加します。 ●地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）に協力します。

事業者の取組方針	
取組 1	●太陽光発電・太陽熱利用設備の設置に努めます。 ●再生可能エネルギー分野の参入を検討します。
取組 2	●CO ₂ 排出量の計画的な削減に努めます。 ●新築オフィスの省エネ基準適合に努めます。 ●既存オフィスの省エネ基準適合に努めます。 ●オフィスにおける省エネ設備・機器の導入に努めます。 ●工場における省エネ設備・機器の導入に努めます。 ●BEMS や省エネナビの導入に努めます。 ●従業員による省エネ行動を実施します。
取組 3	●徒歩・自転車・公共交通への転換に取り組みます。 ●ノーマイカーデーの実施に協力します。 ●営業用乗用車、トラック（貨物車）等のエコカーの導入に努めます。 ●営業用乗用車、トラック（貨物車）等のエコドライブを実践します。 ●ごみの分別を徹底、簡易包装の推進、マイバッグ持参によるレジ袋の削減に努めます。 ●プラスチックゴミの削減・回収・リサイクルに努めます。 ●パスロケーションシステム「のりものNAVI」の普及啓発に努めます。 ●フロン使用機器や家電リサイクル法対象の製品を適正に回収・処理します。 ●グリーン購入の実施に努めます。 ●花いっぱい運動への参加に協力します。 ●民間建物の緑のカーテンの設置に努めます。
取組 4	●学校および地域における環境教育・環境学習に参加します。 ●地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）に協力します。

コラム 適応策

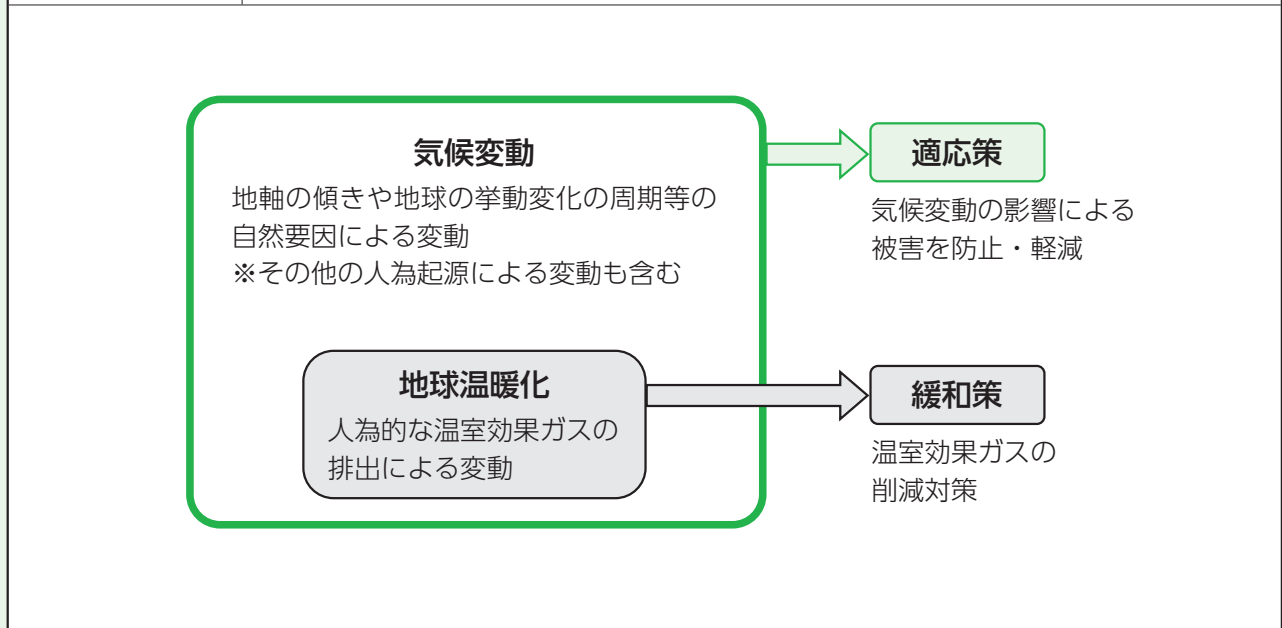
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書では、すでに気候変動は自然及び人間社会に影響を与えており、今後、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測されています。

こうしたことから、地球温暖化に対する取組として、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和策」だけでなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応策」についても進めることが求められています。

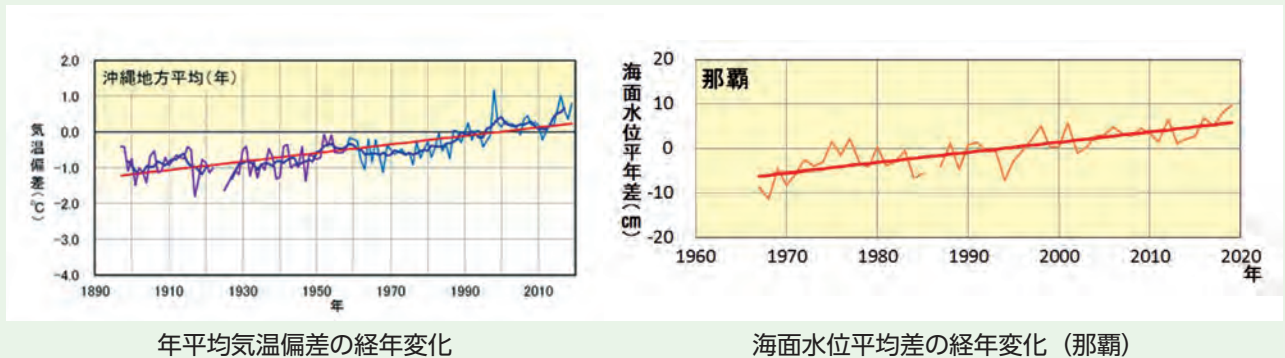
国際的には2016（平成28）年11月にパリ協定が発効され、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化することとしています。

■地球温暖化と気候変動の関係

地球温暖化	人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象
気候変動	地球温暖化その他の気候の変動 ※「地球温暖化」と「その他の気候の変動」が重なった現象 【気候変動をもたらす要因】 ○人為起源の温室効果ガスの排出（＝地球温暖化の要因） ○その他の気候の変動 ・自然要因（地軸の傾きや地球の挙動変化の周期、太陽周期の変動、火山活動等） ・人為起源（大気汚染物質の排出による日射量の変化、雲量の変化等）



また、沖縄気象台がまとめた「沖縄の気候変動監視レポート2020」によると、沖縄地方の気象では、年平均気温は、100年あたり1.19℃の割合で上昇しており、長期的に有意な昇温傾向がみられ、海面水位は、統計開始（那覇：1967年、石垣1969年）以降、1年あたり2.3mmの割合で上昇しており、明瞭な上昇傾向が現れているとの報告がなされています。



国においては、2018（平成30）年6月に気候変動適応法が成立し、同年11月、同法第7条の規定に基づく「気候変動適応計画」が閣議決定されました。この計画では、「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」の7つの分野における気候変動の影響の概要と適応の基本的な施策が示されています。

本市においても地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」について積極的に取り組んでいるところですが、今後は、地球温暖化の影響に備える「適応策」への取組も必要となってきます。

気候変動による影響と適応策について、国及び沖縄県の資料を参考に下記に事例を示します。

■気候変動による影響、適応策の事例（1）

項目		現在の影響及び想定される影響	適応策の例
農業・林業・水産業	農業	水稲	・収量の減少の影響が想定される。 ・高温に適応した品種の開発・普及を図る。
		果樹	・マンゴーにおいて秋冬期の高温により着花着果の不良が発生する。 ・高温耐性品種の開発・普及を図る。
		畜産	・家畜の生産能力、繁殖機能の低下（牛、豚、鶏等）。 ・畜舎内の散水・散霧や換気、屋根への石灰塗布。
		病害虫・雑草等	・寄生性天敵、一部の捕食者や害虫の年間世代数が増加することから水田の害虫・天敵の構成の変化が予想される。 ・森林病害虫等防除法に基づく防除の実施。
	林業・水産業	木材生産（人工林等）	・マツ枯れ危険域が拡大するとの研究事例がある。 ・気候変動が森林及び林業分野に与える影響の調査・研究。
		特用林産物（きのこ類等）	・シイタケ栽培に影響を及ぼすヒポクレア属菌について、夏場の高温がヒポクレア菌による被害を大きくしている可能性がある。 ・温暖化に適応したいけの栽培技術や品種等の開発・実証・普及。
沿岸域・内水面漁場環境等		・藻類（コンブ等）の分布域の北上、ノリ等藻類の収穫量の減少。 -	
水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖、河川、沿岸域及び閉鎖性海域 -	・水質のモニタリング等による科学的知見の集積。 ・水質保全対策の実施。
	水資源	水供給（地表水、地下水等） ・気候変動により将来的に少雨が続くことも想定される。 ・雨水・再生水利用の事業実施。	

■気候変動による影響、適応策の事例（2）

項 目		現在の影響及び想定される影響	適応策の例	
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	・暖温帯林の構成種の多くは、分布適域が高緯度、高標高域へ移動し、分布適域が拡大。	・自然公園等の保護地域の見直しと適切な管理。
	その他	分布・個体群の変動（在来生物、外来生物）	・2050年までに2℃を超える気温上昇を仮定した場合、全球で3割以上の種が絶滅する危険があると予想されている。	・種の分布や個体群の変化のモニタリング等の調査。 ・生態系に深刻な影響を及ぼしている外来種などのモニタリング及び評価。
自然災害・沿岸域	河川	洪水	・近年、河川流域における開発が著しく、雨水流出の増大や雨水浸透の低下等、河川に係る諸条件が悪化していることや、集中豪雨により、水害が多発する傾向にある。	・水防体制の充実・強化。 ・築堤や河道掘削、洪水調節施設、下水道等の施設の着実な整備。
	沿岸	海面上昇、高潮・高波	・気候変動に伴い海面水位の変動が生じる場合、設計水位を再度見直す影響がある。	・津波ハザードマップの策定支援。
	山地	土石流・地すべり等	・将来大雨の頻度が増加すると予測されており、長雨や集中豪雨による土砂災害発生の危険度が高まっている。	・土砂災害警戒区域等の指定、指定の前段階における基礎調査結果の公表による住民への土砂災害の危険性の早期周知。
健康	暑熱	死亡リスク	・熱ストレス超過死亡数は、年齢層に関わらず、全ての県で2倍以上になると予測されている。	・各場面における気象情報及び暑さ指数（WBGT）の提供や注意喚起、予防・対処法の普及啓発、発生状況等に係る情報提供。
		熱中症	・長期間にわたって健康を損ねたり、死亡事故につながる危険性が高くなっている。	・熱中症対策の周知・指導、機械化等による作業の軽労化。 ・熱中症による救急搬送人員数の調査・公表や、予防のための普及啓発。
	感染症	水系・食品媒介性感染症	・現在、蚊の顕著な増加や病原体保有個体は確認されていないが、気候変動に伴い蚊媒介性感染症の発生リスクが高まることが推察される。	・気候変動の影響に関する知見が不足していることから、科学的知見の集積を図る。
産業・経済活動	産業・経済活動	観光業	・海面上昇により砂浜が減少することで、海岸部のレジャーに影響を与えると予測されている。	・海岸部のレジャー等の観光業における気候変動の影響に関する科学的知見の集積をはかる。
国民生活・都市生活	インフラ、ライフライン等	水道・交通等	・極端な気象現象が引き起こす災害による直接的、間接的な廃棄物処理サービスの機能阻害。	・市町村等による水害等の自然災害にも強い廃棄物処理施設の整備。
	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節	・国民にとって身近なサクラ、セミ等の動植物の生物季節の変化。	・植物の開花などの生物季節観測の実施。
	その他	暑熱による生活への影響等	・将来的に気温上昇による熱中症対策の増加等の可能性がある。	・気温の上昇抑制等に効果がある緑地・水面の確保。

第3章

環境配慮指針

第1節 主体別環境配慮指針の目的と役割

第3章 環境配慮指針

第1節 主体別環境配慮指針の目的と役割

私たちの日常生活や日々の事業活動の中で、水質汚濁、騒音や悪臭等の環境問題が発生しています。したがって、環境問題を解決し、望ましい環境像を実現するためには、行政はもとより、市民・事業者を含めた各主体がそれぞれの立場で、環境負荷の低減を図る取り組みが必要です。

ここでは、市民・事業者が日常生活や事業活動を営む上で、環境負荷の低減を実践するためのガイドラインを「主体別環境配慮指針」としてまとめました。

なお、環境課では環境配慮について、以下の周知を行っています。

環境配慮に関する周知

- 省エネ等に関する取組を記載した節エネガイドを作成し、市広報誌に折り込み全世帯に配布、市の窓口やHPでも配布しています。
- エコドライブやグリーンカーテンなど、市広報誌やHP等を活用して周知しています。
- 環境保全や地球温暖化ガス削減等の取組等に関連する補助金等に関するチラシを作成・配布して情報提供を行っています。

(1) 市民の環境配慮指針

電気・水・ガス等を使うときに	買い物をするときに
<ul style="list-style-type: none"> ●冷房は冷やしすぎないようにしましょう。(目安は28℃に設定し、必要に応じて扇風機等の併用でさらに調節) ●長時間使わない電化製品はコンセントを抜きましょう。 ●環境家計簿を活用しましょう。 (電気・ガス等の使用量から「CO₂排出量」を計算し記録すること) ※沖縄県民版 環境家計簿 Web サイト https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/saisei/taisaku/kankyokakeibo.html ●日常的に節水を心がけましょう。 ●風呂の残り湯等は有効利用しましょう。 ●節水型機器を利用しましょう。 ●雨水貯留タンク等の雨水利用設備を利用しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●マイバッグを持参し、過剰包装やレジ袋を断りましょう。 ●家電製品を買い換えるときは、待機電力や消費電力の少ないものを選びましょう。 ●簡易包装や詰め替え製品を優先的に購入しましょう。 ●マイ箸・マイカップを持参し、割り箸・紙コップの使用を減らしましょう。

ごみを処理するときに	外出するときに
<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物に関心をもちましょう。 ● 3Rについて学習し、協力しましょう。 ● ごみは定められたとおりに分別し、減量とリサイクルに努めましょう。 ● ごみの発生抑制に努めましょう。 ● 家電等を処分するときは適正に処理しましょう。 ● ポイ捨て等の不法投棄はやめましょう。 ● 不法投棄を発見した際は市に連絡しましょう。 ● 草刈り等を行い、不法投棄されにくい環境づくりに協力しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自家用車の使用を減らし、バスなどの公共交通機関や自転車利用、徒歩で移動するようにしましょう。 ● アイドリングストップを行い、空ぶかし、急発進、急加速、急停車をやめ、環境にやさしい自動車の運転（エコドライブ）を実践しましょう。 ● タイヤの空気圧調整等、定期的に車の点検を行いましょ。 ● エコカーを利用しましょう。
家の建築や改修、手入れ等をするときに	近隣公害をなくすために
<ul style="list-style-type: none"> ● 断熱性能に優れた窓ガラス（二重ガラス等）を導入しましょう。 ● 屋上緑化、壁面緑化やグリーンカーテン等を取り入れましょう。 ● 宅地内の緑化を進めましょう。 ● 草木の剪定等の維持管理を行いましょ。 ● 緑化の際は、在来植物の利用に努めましょ。 ● 下水道に接続しましょ。 ● 浄化槽を適正に維持管理しましょ。 ● 庭等を雨水が浸透しやすい構造にしましょ。 ● 省エネ性能の高い家電機器を利用しましょ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 騒音・振動が発生しないよう心がけましょ。 ● 住宅地周辺の道路では、速度を抑えた自動車・バイクの運転を心がけましょ。 ● 悪臭が発生しないよう心がけましょ。 ● ごみの野焼きはやめましょ。 ● 除草剤等の使用は、必要最小限に抑えましょ。 ● ペットを飼うときは、最後まで責任を持って飼いましょ。 ● ペットの糞は適切に処理しましょ。
自然を守り、歴史・文化を育むために	環境への意識を高め、実践するために
<ul style="list-style-type: none"> ● 市内の身近な生物の生育、生息場所を知り配慮しましょ。 ● 市内の自然に関心を持ちましょ。 ● むやみに生物の捕獲、飼育はしないようにしましょ。 ● 多様な生物が住み続けられる場所の保護活動に参加・協力しましょ。 ● 身近な川・海的环境に関心を持ち、安全な遊び方を知りましょ。 ● 外来種について知り、拡散を防止しましょ。 ● 墓地を適切に維持管理し、荒廃を防ぎましょ。 ● 地域の文化財について関心を持ち、学び活用しましょ。 ● 汚水等を川に流さないようにしましょ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場や家庭内での取り組みを地域に広げましょ。 ● 環境学習に参加しましょ。 ● 日常生活の中で、環境を意識しましょ。 ● 地域における環境保全活動に参加しましょ。 ● 環境ラベルの表示のある物品を利用しましょ。 ● 物を大切に扱い、長期間使用しましょ。 ● 環境配慮商品や省エネ製品を積極的に選択しましょ。 ● 河川等の異常を発見した場合は、管理者に通報しましょ。

(2) 事業者の環境配慮指針

電気・水・ガス等を使うときに	事務用品等を購入するときに
<ul style="list-style-type: none"> ●パソコンやコピー機の省電力機能を活用しましょう。 ●OA機器の設置台数や配置について最適化に努めましょう。 ●両面印刷や縮小レイアウトコピー等の機能を活用しましょう。 ●用紙の裏面使用や使用済み封筒の再利用をしましょう。 ●用紙の使用量を把握し、使用量を削減しましょう。 ●節水の必要性を知り、実践しましょう。 ●節水型機器を利用しましょう。 ●雨水貯留タンク等の雨水利用設備を利用しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●OA機器や照明器具等電化製品の更新時は省エネ型を購入しましょう。 ●省エネタイプの照明器具への買い換えをすすめましょう。 ●事務用品や物品は大切に使用し、節約に努めましょう。 ●簡易包装や詰め替え製品を優先的に購入しましょう。
ごみを処理するときに	自動車を利用するときに
<ul style="list-style-type: none"> ●3Rについて学習し、協力しましょう。 ●ごみは分別を徹底し、減量とリサイクルに努めましょう。 ●自動車や家電製品等の不要品は適正に処理しましょう。 ●容器包装の減量化やリサイクルに努めましょう。 ●ごみの減量化や再資源化に適した製品の開発と製造に努めましょう。 ●ポイ捨て、不法投棄はやめましょう。 ●不法投棄を発見した際は市に連絡しましょう。 ●草刈り等を行い、不法投棄されにくい環境づくりに協力しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●アイドリングストップを行い、空ぶかし、急発進、急加速、急停車をやめ、環境にやさしい自動車の運転（エコドライブ）を実践しましょう。 ●タイヤの空気圧調整等、定期的に車の点検を行いましょ。 ●エコカーを利用しましょう。 ●通勤に公共交通機関を積極的に利用しましょう。
事務所等の建築や改修、管理等をするときに	近隣公害をなくすために
<ul style="list-style-type: none"> ●屋上緑化、壁面緑化やグリーンカーテン等を取り入れ、敷地内や周辺での緑化を推進しましょう。 ●事業所内の緑化を進めましょう。 ●緑化の際は、在来植物の利用に努めましょう。 ●建築の際は景観に配慮し、周囲と調和のとれた建物にしましょう。 ●事業所の敷地では雨水の地下浸透に配慮しましょう。 ●再生可能エネルギーの導入を検討しましょう。 ●事業所等から発生する煙の対策を行いましょ。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所や工事現場等での騒音・振動、悪臭の発生を防ぎましょう。 ●住宅地周辺の道路では、速度を抑えた自動車・バイクの運転を心がけましょう。 ●悪臭緩和剤、害虫駆除剤を適宜使用しましょ（畜産農家）。 ●悪臭発生を防ぐため、掃除を徹底して行いましょ。 ●悪臭防止のため、先進事例や悪臭対策の研究等を行いましょ。 ●化学物質等を適正に管理しましょ。 ●農地や工事現場での赤土等流出防止の対策を講じましょ。 ●ごみの野焼きはやめましょ。 ●大規模な工事の場合は、県の「沖縄県赤土等流出防止条例」に従った手続きをとりましょ。 ●歩きやすい歩道づくりに協力しましょ。

自然を守り、歴史・文化を育むために	環境への意識を高め、実践するために
<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動の実施にあたり、生物の生育、生息場所に配慮しましょう。 ●事業の実施にあたって自然素材や生態系に配慮した工法や技術を採用するよう努めましょう。 ●多様な生物が住み続けられる場所の保護活動に参加・協力しましょう。 ●除草剤等の使用は必要最小限に抑えましょう。 ●様々な業種が協調して、市街地の活性化に取り組ましましょう。 ●墓地に関する情報を市へ提供しましょう。 ●墓地造成においては環境保全に配慮し、適切な維持管理に努めましょう。 ●文化財の保存や調査に協力しましょう。 ●汚水等を河川等に流さないようにしましょう。 ●下水道に接続しましょう。 ●浄化槽を適正に維持管理しましょう。 ●外来種について知りましょう。 ●事業活動に伴う外来種の侵入を防ぎましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●日常業務の中で、環境を意識しましょう。 ●学校や地域における環境学習に協力しましょう。 ●職場や家庭内での取り組みを地域に広げましょう。 ●地域における環境保全活動に参加しましょう。 ●廃棄物の発生抑制、再資源化、分別の徹底について知り、協力しましょう。 ●建設副産物の有効利用に努めましょう。 ●廃棄物の適正処理を行いましょう。 ●従業員に対する環境学習を実施しましょう。 ●環境ラベルの表示のある物品を利用しましょう。 ●海的环境保全や環境学習の実施に協力しましょう。 ●地域で公園を維持管理する体制を整えます。 ●環境配慮商品やサービスを積極的に選択しましょう。 ●河川等の異常を発見した場合は、管理者に通報しましょう。



第4章

計画の推進

第1節 計画推進の考え方

第2節 計画の推進体制

第3節 計画の進行管理

第4章 計画の推進

第1節 計画推進の考え方

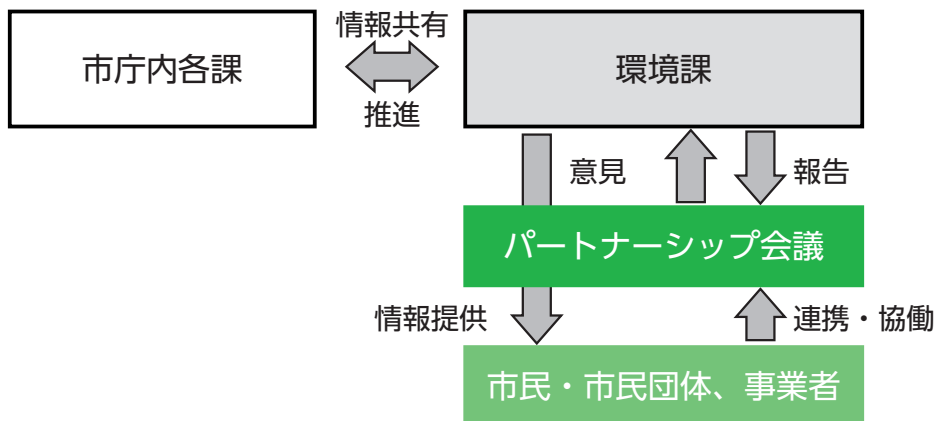
計画の実効性を確保し、計画の着実な推進を図るためには、本市が目指す環境像「**環境と調和する国際都市を創る** —地球環境にやさしいまちを築く沖縄市—」に向けた基本施策の取組状況等を定期的に把握した上で評価を行い、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

本市の環境を良くし、本市が目指す環境像を達成するには、行政だけでなく、市民・事業者・行政の連携・協働のパートナーシップによる推進体制によって施策に取り組むことで、相乗効果が生まれ、効率的・効果的な計画の推進が図られるものと考えます。

本計画は、環境課による進捗管理の基に、市民・事業者・行政の連携・協働によるパートナーシップ会議での意見を聴取しながら計画を推進していくことを基本的な考えかたとします。

第2節 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政が協働して取り組みを進める必要があります。このため、以下に示すような推進体制を整備し計画の効率的・効果的な推進を図ります。



(1) 環境課による進捗管理

環境課では、各課で取り組む施策・事業について情報共有を図り、計画の推進に連携して取り組みます。また、本計画の目標の達成状況や施策の進捗状況を点検・評価し、改善に向けて検討します。その結果をまとめて「年次報告」の作成を行います。

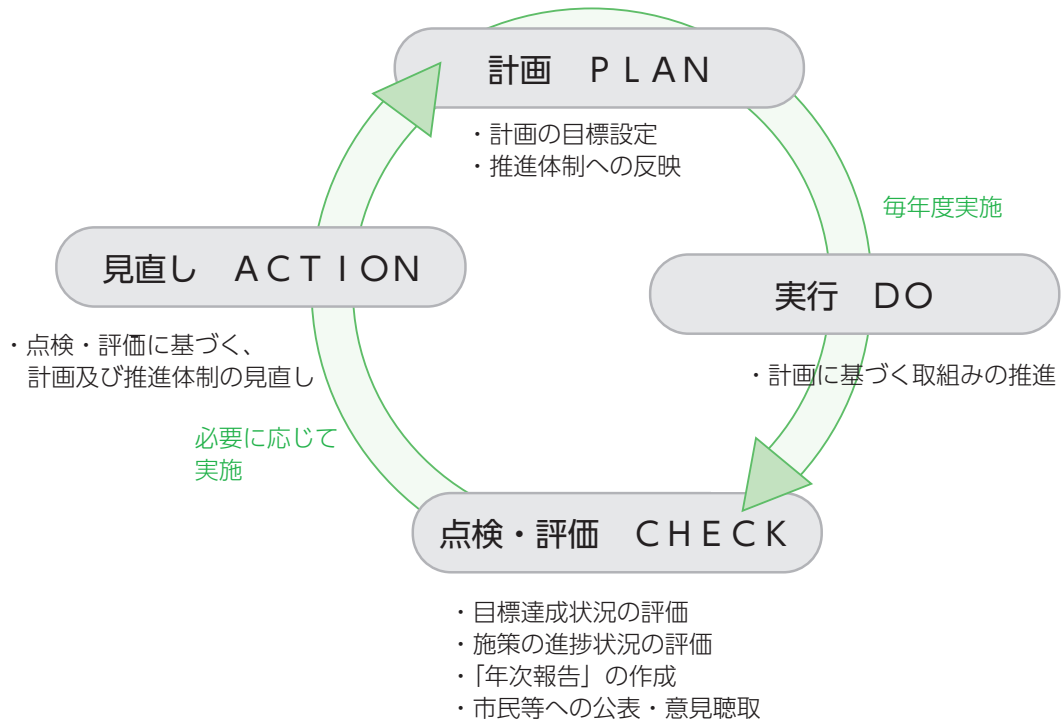
(2) パートナーシップ会議

上記で作成した「年次報告」について、「パートナーシップ会議」に毎年度報告し、意見を聴取します。

第3節 計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るために、目標の達成状況を点検・評価し、必要に応じて適切な見直しを行っていきます。

このため、本計画の進行管理は、PDCAサイクル（計画＜Plan＞→実行＜Do＞→点検・評価＜Check＞→見直し・改善＜Action＞）に従って進行します。



用語解説

参考資料【用語解説】

数字・アルファベット

● 3R (さんあーる又はすりーあーる)

廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表す言葉の頭文字を取った造語で Reduce (リデュース：廃棄物の発生抑制)、Reuse (リユース：再利用)、Recycle (リサイクル：再資源化) を指す。

● BEMS

Building Energy Management System の略。ビル向けエネルギー管理システム。

空調設備や給湯機器など建物内のエネルギー消費機器をネットワーク化、自動制御し、エネルギーの消費量を抑えるシステムのことをいう。

● BOD (生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。また水質汚濁防止法(1970年)に基づく排水基準が定められている。

BODが高いと溶存酸素(DO)が欠乏しやすくなり、10mg/L以上で悪臭の発生等がみられる。

● COD (化学的酸素要求量)

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。環境基準では、河川にはCOD値は設定されず、湖沼および海域で類型によりあてはめられている。また、水質汚濁防止法(1970年)に基づき排水水の規制のための基準値が定められている。

● HEMS

Home Energy Management System の略。家庭向けエネルギー管理システム。家電機器や給湯機器など住宅内のエネルギー消費機器をネット

ワーク化、自動制御し、エネルギーの消費量を抑えるシステムのことをいう。

● IPCC (気候変動に関する政府間パネル)

1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織。人類の活動によって引き起こされる気候の変化とその影響、適応策および緩和策について、科学的、技術的、社会経済的等の見地から包括的な評価を行うことを目的としている。

【ア行】

● アイドリングストップ

信号待ち、荷物の積み下ろし、短時間の買い物等の駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。そうした行動を推奨する運動をさす概念としても用いられる。エネルギー使用の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制を主たる目的とし、アイドリングストップ運動という場合もある。5秒以上停車する際に行うことで、燃費改善の効果があるとされている。

● 赤土等の流出

「赤土等」とは一般に南西諸島で見られる、赤茶色の土(国頭マージ、島尻マージなど)や灰色の土(ジャーガルとその母石のクチャ)など、粒子の細かい土壌をまとめて赤土等と呼んでいる。赤土等の流出は、雨が降り、土壌が浸食されることによって始まる。

侵食された赤土等は、雨水とともに河川に流れ込み、さらに、河川を流下して海に流入して拡散する。赤土等の流出に関しては、復帰後から大規模な公共工事、民間リゾート開発等が相次ぎ、大量に流出した土壌が隣接するサンゴ礁海域に流入し、海域環境に大きなダメージを与えた。県は、赤土問題の解決のため平成6年(1994年)に「沖縄県赤土等流出防止条例」を制定し、赤土等流出防止対策に取り組んできた。同条例施行後、開発

現場からの流出量は大幅に減少したが、農地については、畑面の勾配修正、グリーンベルトの普及等の流出防止の取組により赤土等の流出量は減少してはいるものの、県全体の赤土等流出量に占める割合は相対的に高くなっている。

●一般廃棄物

廃棄物処理法（1970年）の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）の他、事業所等から排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみ等）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水等の液状廃棄物も含まれる。

●エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす概念。関係するさまざまな機関がドライバーに呼びかけている。主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検等があげられる。

●沖縄県希少野生動植物保護条例

希少野生動植物の保護や外来種による生態系への被害の防止を図ることにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、沖縄県が令和元年10月31日に制定した。

●屋上緑化

大都市のヒートアイランド現象を防ぐためには、緑化を推進することが効果的だが、地価が高く、活用できる土地はあまりない。そこでビル等の屋上に注目が集まり、防水・防根を施し、軽量土壌等を載せ、芝や多肉植物のセダム、樹木や草木を植える緑化が行われるようになった。屋上緑化には、樹木の蒸散作用等によって周囲の気温を下げるもののほか、断熱効果が高く省エネにつながる、騒音が低減される、建物の膨張・収縮による劣化

を防ぐ、そしてビルに潤いを与え、訪れる人の憩いのスペースとしても活用できる等、様々なメリットがある。

●温室効果ガス

物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、地球から宇宙に熱を逃がす赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれている。温室効果ガスには、二酸化炭素の他、メタン、フロンガスなどがある。

【カ行】

●外来種（外来生物・特定外来生物）

もともとその地域に生息していなかったのに、人間の活動によって外国又は国内の他の地域から入ってきた生物のこと。外来生物の中には、生態系を脅かすとともに、農業、林業、水産業などにも影響を与え、さらには毒をもっている場合など、直接人間に害を与えるものもある。外国からの外来生物の被害が数多く発生していることから、国においては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」を平成17年（2005年）6月に施行し、特定外来生物の飼育、輸入などを禁止し、違反した場合には罰則を課すなど、法的な整備を行っている。

●化石燃料

石油、石炭、天然ガス等、地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源。石油はプランクトン等が高圧によって変化したもの、石炭は数百万年以上前の植物が地中に埋没して炭化したもの、天然ガスは古代の動植物が土中に堆積して生成されたものというのが定説である。化石燃料は、輸送や貯蔵が容易であることや大量のエネルギーが取り出せること等から広く使用されている。しかし、化石燃料の燃焼にともなって発生する硫黄酸化物や窒素酸化物は大気汚染や酸性雨の主な原因となっているほか、二酸化炭素は地球温暖化の大きな原因となっており、資源の有限性の観点からも、環境問題解決の観点からも、化石燃料使用量の削減、化石燃料に頼らないエネルギー

の確保が大きな課題となっている。

●家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」の通称。一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。

●環境家計簿

毎日の生活の中で環境に関係する出来事や行動を家計簿のように記録し、家庭でどんな環境負荷が発生しているかを家計の収支計算のように行うもの。とくに決まった形式はないが、毎月使用する電気、ガス、水道、ガソリン、燃えるごみ等の量に二酸化炭素（CO₂）を出す係数を掛けて、その家庭でのCO₂排出量を計算する形式のものが多。環境家計簿をつけることにより、消費者自らが環境についての意識をもって、生活行動の点検、見直しを継続的に行うことができる。

●環境基準

環境基本法第16条に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、国が定めるもので、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等に関する環境基準を定めている。この基準は、人の健康などを維持するための最低限度（規制値など）としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものである。

●環境ラベル

環境保全に役立つ商品にマークをつけて国民に推奨する制度のこと。「エコマーク」はISOの規格（ISO14024）に則った日本で唯一のタイプI環境ラベル制度で、消費者が環境的によりよい商品を選択するときの基準となるように導入され、1989年2月にスタートした。メーカーや流通業者の申請を受けて、環境省所管の（財）日本環境協会が審査し、認定された商品にはマークをつけること

が許される。環境保全効果だけでなく、製造工程でも公害防止に配慮していることが必要である。

●協働

複数の主体が、同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。特に、地域の課題解決に向けて、行政単独または市民だけでは解決ができない場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みをすること。

●グリーンカーテン

ヘチマやゴーヤ等、ツル性の植物で作る自然のカーテンのこと。ベランダや軒下に生育させることで、真夏の暑い日差しを避け、エアコン等、冷房費削減につながることを期待される。実のなる植物を植えれば、野菜を収穫できるだけでなく、環境教育や環境学習にも活用できる。

●グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

●クリーン指導員

クリーン指導員制度はリサイクル型社会の実現に向け、ごみの減量と再資源化を推進するために作られた制度で、クリーン指導員は行政と市民を繋ぐ地域のリーダー役を担う。クリーン指導員の主な活動は、ごみの分別の調査や指導で、誤ったごみ出しをしている市民がいた場合に正しい出し方を指導する。

●固定価格買取制度（FIT制度）

再生可能エネルギーの普及のため、再生可能エネルギーで発電した電力を、電力会社が一定価格で買い取ることを約束する制度。

●景観計画

景観法（2004年6月制定、12月施行）の規定に基づき、景観行政団体（地方自治法上の指定都市、

中核市、又は都道府県等）が良好な景観の保全・形成を図るため定めた計画。景観法の基本となる仕組みであり、①景観計画区域、②景観計画区域における良好な景観の保全・形成に関する方針、③良好な景観の保全・形成のための行為の制限に関する事項、④景観重要建造物・樹木の指定の方針等を定めることとされている。

● 光化学オキシダント (O_x)

窒素酸化物や炭化水素の濃度が一定レベル以上のとき、太陽光（紫外線）で化学変化（光化学反応）を起こし発生する、目やノドを刺激する酸化性の物質。気温が高く、日射が強く、風がない等の気象条件のときに、オキシダントが地上低くよどんで視界がさえぎられる現象を「光化学スモッグ」と呼ぶ。大気汚染に係る環境基準が定められている。

● コージェネレーションシステム

一つのエネルギーから複数のエネルギー（電気・熱など）を取り出すシステムで、具体的には、発電を行うと同時に、従来、大気中に放出していた排熱を回収して冷暖房や給湯に利用し、エネルギー利用効率を高めるシステムのこと。

● 国内希少野生動植物種

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づき、国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（または亜種・変種）を「国内希少野生動植物種」に指定している。令和3年1月4日現在、国内希少野生動植物種は395種となっている。

【サ行】

● 再使用（リユース）

使用して不要になったものを、そのままの形でもう一度使うこと。具体的には、不要になったが、まだ使えるものをフリーマーケット等で他者に譲る、売るなどして再び使う場合や、ビールびんの

ように容器を回収して洗浄してから、再び使う場合もある。

● 再生可能エネルギー

有限で枯渇のおそれがある石油・石炭等の化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差等を利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電等のリサイクルエネルギーを指す。

● 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた廃棄物をいう。これらは、事業者が自らの責任で、環境汚染が生じないように、適正に処理することが義務付けられている。

● 住宅の省エネ基準適合

日本の住宅エネルギー性を高めるために、断熱や気密、冷暖房に関する基準を定めたものである。

● 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

● 生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）

外来生物による生態系、人命、農業への被害を防止するために特定外来生物等を指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等について規制を行

うとともに、必要に応じて国や自治体が野外等の外来生物の防除を行うことを定める法律。

● 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）

国内外の絶滅のおそれのある野生生物の種を保存するため、平成5年4月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）を施行している。種の保存法では、国内に生息・生育する、又は、外国産の希少な野生生物を保全するために必要な措置を定めている。

● 生物多様性

全ての生物間にみられる変異性を指す言葉で、生態系（生物群集）、種、遺伝子（種内）、それぞれのレベルでの変異性を含む総合的なものとして捉えられる。生物多様性の保全とは、生物とそれを取り巻く大気、水、土壌などの要素から構成される生態系の中で、様々な生物が相互の関係を保ちながら生きていくことができる状態を保全することを意味する。

【タ行】

● ダイオキシン類

極めて毒性の強い有機塩素系化合物の一つで、ダイオキシン類特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の3物質がダイオキシン類として定義されている。環境ホルモンの一つとされており、動物実験では、発がん性や免疫機能低下などが報告されている。環境中のダイオキシン類は、主に廃棄物の焼却において、低温燃焼時に生成する。

● 太陽光発電

太陽の光エネルギーを電力に変換する太陽電池パネルを利用した発電方式のことで、二酸化炭素や汚染物質を出さないクリーンエネルギーといわれている。

● 太陽熱利用設備（太陽熱利用システム）

太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステム。

● 地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇する現象のこと。二酸化炭素排出の最大の要因はエネルギー消費に伴うものであり、地球温暖化の防止にあたっては、省エネルギーによる温室効果ガスの削減や森林の保全等が必要である。

● 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づき、区域から排出される温室効果ガス削減のための実行計画（区域施策編）であり、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市に策定義務がある。本計画の第2章がこれに該当する。

● 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村が作成する温室効果ガス削減のための実行計画（事務事業編）であり、都道府県及び市町村の事務事業から排出される温室効果ガスが対象となる。本計画とは別の計画として策定を行う。

● 地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策を推進するための法律。京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取組を強化するための措置、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務づけ、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等について定めたもの。

● 地方公共団体実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づき、都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市

町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定することとされている。また、同法第20条の3第3項に基づき、都道府県並びに政令市、中核市及び特例市は、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を策定することとされている。

● トップランナー製品

省エネ法第78条の規定により、省エネ型の製品を製造するよう製造事業者等に課された基準である。トップランナーとは、自動車や機器の省エネルギー基準を、各々の機器等においてエネルギー消費効率が現在商品化されている製品のうち、最も優れているものの性能以上にするという考え方のことである。

【ナ行】

● 二酸化硫黄 (SO₂)

大気汚染物質の一つであり、硫黄酸化物の一種。主に石油や石炭等の化石燃料を燃焼するときに排出される。せき、ぜんそく、気管支炎等の障害を引き起こす。大気汚染に係る環境基準が定められている。

● 二酸化窒素 (NO₂)

大気汚染物質の一つであり、窒素酸化物の一種。主に工場の煙や自動車排気ガス等として排出される。人の健康影響については、二酸化窒素濃度とせき・たんの有症率との関連や、高濃度では急性呼吸器疾患率の増加等が知られている。大気汚染に係る環境基準が定められている。

【ハ行】

● バスロケーションシステム

無線通信やGPSなどを利用してバスの位置情報を収集することにより、バスの定時運行の調整等に役立つシステムをいう。沖縄県では、県内の主要バスを対象とした沖縄本島路線バス総合案内システム「のりものNAVI Okinawa」がインター

ネット、スマートフォンアプリ等で提供されている。

● 発生抑制 (リデュース)

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要。

● ヒートポンプ給湯器

室外の空気から熱をくみあげてお湯を沸かす給湯器を言う。

● 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気汚染物質の一つであり、大気中に浮遊している微粒子。環境基本法(1993年)に基づいて定められる環境基準では、粒径10μm以下のものと定義している。主な発生源は、工場のばい煙、自動車排ガス等であるが、火山や森林火災等の自然由来のものもある。粒子の大きさによって、粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼす。

● 壁面緑化

屋上緑化と同様に、都市部で問題となっているヒートアイランド現象の緩和や、地球温暖化の防止、景観形成等を目的として、建物の壁面を緑化するもの。

【ヤ行】

● ユニバーサルデザイン

米国ノースカロライナ州立大学のロナルド・メイイスが提唱した、バリアフリーに代わる概念。「できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること」をユニバーサルデザインとして定義した。ユニバーサルデザイン

は、「すべての人が人生のある時点で何らかの障害をもつ」ということを、発想の起点としている点で、それまでのバリアフリーデザインとは大きく異なる。具体的な例としては、都市空間であれば誰もが歩きやすいように電柱を地下に埋設した道路、多言語表記のわかりやすいサイン等、建物であれば自動ドアや多目的トイレ、日用品であればシャンプー容器のギザギザ等が挙げられる。

【ラ行】

●リサイクル（再生利用）

資源の有効利用や環境汚染のために、ごみを原料として、再生利用（リサイクル）すること。リサイクルは、資源環境という広い意味で使われることもある。



沖縄市環境基本計画

令和3年度～12年度(2021～2030)

令和3年3月

市民部 環境課

〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26-1
TEL 098-939-1212 FAX 098-934-0609

※この冊子は再生紙を利用しています。

